



グローバル・コンサーン 06号

Global Concern No.6

[巻頭言] 刊行にあたって・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・岡本菜穂子

[投稿論文]

● 高齢化のなかケアの枯渇とどう向き合うか

ー在日フィリピン人介護労働者と「介護ロボット」に着目してー・・・・・・池内須摩

[報告]

● 「慰安婦」問題、あなたの意見は？ 結論を出す前に見ておくべき『主戦場』

ー映画『主戦場』とミキ・デザキ監督によるトークセッション・・・・・・出口真紀子

大島徳、栗山海陽旅

● 社会を変えよう! ソーシャル・アクション・リーダーがめざす世界

映画『権力を恐れず真実をー米国下院議員バーバラ・リーの闘い』について・・三浦まり、柳澤幾美

● シネマ哲学カフェ緊急特別企画 パレスチナ占領を知る、そして考える

土井敏邦監督『沈黙を破る』上映会+ダイアログ・・・・・・是恒香琳、永井玲衣

● 第3回入門 人道支援の国際基準から学ぶ 災害時の性暴力を考える

ー今だから、私たちが知っておきたい性暴力の防止と対応・・・・・・岡本菜穂子

● ソフィア哲学カフェ・シネマ哲学カフェ・・・・・・寺田俊郎

[資料]

● エストニア『教育戦略2021-2035』の概要と背景・・・・・・丸山英樹

研究所活動報告

目次

卷頭言

刊行にあたって・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 岡本菜穂子 1

投稿論文

高齢化のなかケアの枯渇とどう向き合うか
 ―在日フィリピン人介護労働者と「介護ロボット」に着目して―
 ・ ・ ・ ・ ・ 池内須磨 3

報告

「慰安婦」問題、あなたの意見は？結論を出す前に見ておくべき『主戦場』
映画『主戦場』とミキ・デザキ監督によるトークセッション
・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・出口真紀子、大島徳、栗山海陽旅 22

社会を変えよう！ソーシャル・アクション・リーダーがめざす世界
映画『権力を恐れず真実を―米国下院議員 バーバラ・リーの闘い』について
・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 三浦まり、柳澤幾美 25

シネマ哲学カフェ緊急特別企画 パレスチナ占領を知る、そして考える
土井敏邦監督『沈黙を破る』上映会+ダイアログ
・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 是恒香琳、永井玲衣 28

第3回入門 人道支援の国際基準から学ぶ 災害時の性暴力を考える
 今だから、私たちが知っておきたい性暴力の防止と対応
 岡本菜穂子 31

ソフィア哲学カフェ・シネマ哲学カフェ 寺田俊郎 55

資料

エストニア『教育戦略 2021-2035』の概要と背景 丸山英樹 59

研究所活動報告 72

巻頭言

刊行にあたって

岡本 菜穂子

ロシアによるウクライナ侵攻開始から1年が既に経過し、ハマスのイスラエル侵入、攻撃に対し、報復としてイスラエルの攻撃、2024年1月元旦に能登半島沖地震の発生と、次々と世界で起こる人道的緊急事態は、社会と多くの人々へ衝撃と恐怖を与えたことは事実である。2023年度、グローバル・コンサーン研究所では、今の世界、そして日本における、人種やジェンダーなどによる差別や排除、社会的、経済的、政治的なシステムに組みこまれた不平等に注目し、社会正義を議論してきた。その議論で通底する主題は、平和学研究者であるヨハン・ガルトゥングが名付けた「構造的暴力」である（ガルトゥング平和学の基礎,ヨハン・ガルトゥング著;藤田明史編訳）。上述の議論を通して、「構造的暴力」に悩み苦しむ人々に耳を傾け、私たちには見えていない視点を理解し、考えてみようとしたのである。

2023年度のグローバル・コンサーン研究所の活動を概観すると、グローバル化した社会における暴力、差別に関するテーマを取り扱った企画、人道的緊急事態に対する学生たちとの協働活動、在日外国人と入管問題に関するブックフェアなど、正義とは何かと私たちに問いかけ直す内容であった。注目したい点は、いくつかの企画に取り上げられた社会における暴力である。戦争や紛争といった直接的な暴力に焦点を当てているだけでなく、社会的に根強く浸透し、空気のように存在しながら猛威を振るい、不平等を生み出している暴力にも焦点を当てている。避難民や被災者、被害者たちは、人間の尊厳と連帯の実現が脅かされる中で、まさに今、そこで生きている。彼らのために、何か自分にできることがないかを自問させられる日々を送る中で、彼らの置かれている状況を想像するだけでなく、少しでも理解をしようとする意識化の場を提供し、私たちがアクションを起こす勇気と希望を見出す機会を提供した活動であった。

第6号では論文1編、資料1編、活動報告5編、を掲載している。まず掲載論文、池内では、在日フィリピン人介護労働者と「介護ロボット」に焦点を当て、現代の介護における課題に着目した研究である。「実践としてのケア」ではなく「資源としてのケア」が現行システムの対象となる過程に迫り、資本主義社会におけるケアのあり方について深く考察している。介護の未来に向けて、新たな視点を提示した論考である。

資料、丸山では、小国でありながらもその教育システムが世界から注目されるほど革新的なエストニアの教育調査に関する報告である。人口減少やグローバル化という課題に直面しながらも、教育政策をどのように展開しようとするのかのプロセスが詳細に記されている。世界の教育改革に関する議論において、エストニアは重要な事例であることを示している。

続いて、活動報告であるが、今年度の本研究所が主催、協賛したイベントに関する報告を本号に所収した。まずドキュメンタリー映画『権力を恐れず真実を—米国下院議員 バーバラ・リーの闘い』について、およびドキュメンタリー映画『主戦場』とミキ・デザキ監督によるトークセッションの2報告。そして、2023年10月以降のパレスチナ・ガザ地区における紛争の激化を受けて、シネマ哲学カフェ緊急特別企画「パレスチナ占領を知る、そして考える」が開催され、その報告も寄稿されている。また災害時の暴力問題を中心に議論されたセミナー「PSEAH:

Protection from Sexual Exploitation, Abuse and Harassment」についての記録も本号に収録された。

報告「ソフィア哲学カフェ・シネマ哲学カフェ」は、両哲学カフェ活動によって、単なる知識の獲得だけでなく、対話を通して日常生活における価値観や意識の醸成が多様な立場や意見が尊重される中で展開され、「構造的暴力」に対して、より深い理解を獲得する場となったことを示すものとなっている。

今号は岡本菜穂子が編集責任者です。専門は公衆衛生看護学で、世界のホームレスや若年貧困層の調査研究などを通して社会的弱者支援に取り組んでいます。グローバル・コンサーン研究所に関わりたと思ったのは、世界の社会正義にかかわる問題に取り組んでいるからです。本号は、専門分野とはことなるものの、私にとっても示唆に富む、興味深い論考が掲載できたと考えております。ただ、このような編集作業は初めてであるため、至らぬ点が多々あることと存じます。御海容ください。

激動する世界の中で、人々の関心や注意は瞬く間に変化していきます。グローバル・コンサーン研究所では、社会正義促進のために、大学内の学生、社会の人々と手を取り合い、共に活動が続けていく研究所として、これからもその役割を担っていく所存です。引き続き、グローバル・コンサーン研究所へのご理解とご協力をいただきますよう、よろしくお願いいたします。

岡本 菜穂子（おかもと なほこ）
（『グローバル・コンサーン』編集長、上智大学総合人間科学部）

投稿論文

高齢化のなかケアの枯渇とどう向き合うか —在日フィリピン人介護労働者と「介護ロボット」に着目して—

池内 須摩

わが国では近年介護人材確保のために様々な対策が実施されている。本論文ではその中から外国人介護労働者（特にフィリピン人）と「介護ロボット」に着目し、両者を対比することで、介護を取り巻く言説においてケアの価値がどのように語られ計られる傾向にあるのかを分析する。在日フィリピン人の中では、ニューカマー介護参入の草分け的存在である結婚移民が接客業や家庭生活で磨いた感情労働スキルを活かして介護業界に貢献してきた。しかし彼女らの高齢化に伴い、技能実習・特定技能外国人という新しい波が実質的な短期出稼ぎ労働者として存在感を増してきている。他方、より少ない人手でも回る福祉の現場を実現するために介護の生産性向上を推進する政府は、介護ロボット開発普及事業に多額の予算を注ぎ込んできた。テクノロジーの力で介護業務をできる限り自動化・効率化していこうというビジョンを支持する関係者は多いものの、なかにはその目的や影響を疑問視する慎重な声も聞かれた。外国人労働者と「介護ロボット」は一見相容れない存在であるかのように見えるが、両者に共通するのは数値化され取引される「資源としてのケア」の側面である。これは裏を返せば、感情や身体を駆使した「実践としてのケア」が政策では考慮されにくくなっていることを示している。ケアという資源の不足のみを表層的に捉えるのではなく、そもそもどうして資本主義社会ではケアが枯渇するのかという抜本的な議論も求められている。

How Japan Grapples with Care Shortage amid Population Aging —With a Focus on Filipina Care Workers and “Care Robots”—

In contemporary Japan, addressing a dire shortage of care workers has become an urgent priority, prompting the implementation of various policies. This paper focuses on the recent developments in the areas of migrant caregivers and “care robots.” The aim is to analyze the evolving discourse surrounding eldercare, including how it conceptualizes and measures care. Among the Filipino community, those migrant women who settled in Japan through marriage have played a pioneering role among foreign care workers, leveraging their well-honed emotional labor skills acquired from service sector and domestic life to make significant contributions to the caregiving industry. However, with the aging of these individuals, a new wave of technical trainees and specified skilled workers has emerged as a substantial short-term labor force. At the same time, the government, in its pursuit of “increasing productivity” in the eldercare sector to achieve the goal of “realizing

medical and welfare services with fewer workers,” has allocated substantial budgets to the development and dissemination of “care robots.” While many stakeholders endorse the vision of utilizing technology to automate and streamline caregiving tasks, some remain cautious about the objectives and consequences of this endeavor. When contrasting the seemingly unrelated entities of foreign caregivers and “care robots,” it becomes apparent that the emphasis in eldercare policies is shifting rapidly from “care as a practice,” which is grounded on embodied interpersonal praxis, towards “care as a resource,” which is abstracted and quantified for the purpose of transaction.

はじめに

2015年の世界人口における高齢化率（65歳以上の割合）は約8.5%だったが、2050年までに約16.7%とほぼ倍増する見込みである（He et al., 2016: 3）。この世界的傾向の先を行く日本の高齢化率は、2022年の29.0%から2050年には37.1%にまで増加すると推定され、2045年頃まで世界一の「高齢化先進国」であり続ける見込みである（内閣府 2023）。また2025年には32万人、2040年には69万人の介護職員が不足するという厳しい予測も出ており介護人材確保が喫緊の課題となっている（厚生労働省 2021）。このような現状を受けて、国は介護労働者の処遇向上や介護保険法改正など多角的な対策を講じており、また民間でも多様な人材確保のための様々な動きが見られる。本稿ではこのうち近年特に動きの多い（1）外国人移住者介護参入と（2）「介護ロボット」開発導入に着目する。移住者とテクノロジーという一見相反する存在をあえて比較することで、現代日本社会でケアの価値がどのように語られる傾向にあるのかを考察する。

社会的背景

家族社会学者の落合恵美子はおおよそ1955年から1975年までを「家族の戦後体制」と呼び、女性の主婦化など様々な戦後の社会通念がこの時期に初めて「当たり前」になったことを論じている（落合1997:98-108）。そしてこの時期に子育て・家事・介護といった再生産労働は主に女性が家庭で行うべき無償労働であるとする考えが強固になり、1978年の厚生白書では同居家族が「福祉における含み資産」と評されるに至った（厚生省 1978）。しかし1990年台から本格化するバブル経済崩壊・雇用の流動化・晩婚未婚の増加・三世代世帯の減少などの社会変動を受けて、家族の戦後体制は急速に揺らいでいった。「介護は家族に丸投げ」という考え方に強く疑問がもたれるようになり、特に2000年に介護保険制度が始動すると、施設介護や訪問介護など介護のアウトソーシングがより広く受け入れられるようになる。その一方で介護市場における人材不足は年々深刻なものとなっていった。

このような状況の中、2000年代から外国人の介護参入が目立つようになる。先陣を切ったのは興行ビザで1980年代後半から続々と来日し多くはクラブやスナックなどで働いた経験を持つフィリピン人女性であり、既に日本人男性との婚姻等を通して定住資格を取っていたことから、

ビザの心配をしなくていいというのが雇用者にとっての利点であった（高畑 2019）。その後、EPA経済連携協定（インドネシア2008年・フィリピン2009年・ベトナム2014年）、在留資格「介護」（2017年）・技能実習（2017年）・特定技能（2019年）など、外国人が介護業界で働くことのできる在留資格の整備が続き、特にEPA・技能実習・特定技能にはフィリピン人が一定数含まれていた（出入国在留管理庁 2023a）。この他にも、定住者ビザや日本国籍を取得した日系フィリピン人とその帯同家族がブローカーの仲介で来日した後、介護施設へと派遣されて働く事例が2000年代から散見されるようになる（石田 2011）。以上の経緯により、2000年代から現在まで、日本で介護職に従事する外国人又は外国にルーツをもつ者の中でフィリピン人の存在感は非常に大きい。

しかし2017年に技能実習生の雇用が介護でも解禁された後はベトナム人介護者が急増している。統計『『外国人雇用状況』の届出状況表一覧』で「医療・福祉」に従事する外国人労働者数を見ると、2021年時点では1位フィリピン人（14704人）、2位ベトナム人（12722人）だったが、2022年には1位ベトナム人（17331人）、2位フィリピン人（16950人）と逆転している（厚生労働省2022a; 2023a）。フィリピンにルーツをもつ介護労働者の中に一定数存在する帰化者すなわち日本国籍保持者はこの種の統計に含まれないため注意が必要であるが、ここ数年のベトナム人移住者（特に技能実習・特定技能）の急激な増加を鑑みるに、これから外国人介護労働者におけるフィリピン人の割合は微減していくであろう。しかしニューカマー外国人介護参入の草分け的存在であること、そして日本人の妻・母・祖母として日本社会と多様な関わりを持ってきたことから、フィリピン人介護者の質的な重要性は変わらないと思われる。

他方、2010年代から政府は介護ロボットの開発導入事業に多大な予算を投入し始めた。2012年に経済産業省と厚生労働省が「ロボット技術の介護利用における重点分野」を策定し、翌2013年に「ロボット介護機器開発・導入促進事業（2013～2018年）」という五ヵ年計画が実施された。その後も後続・類似事業が続き、例えば2020年からは「介護ロボットの開発・実証・普及のプラットフォーム事業」が国によって実施されている。一連事業の支援対象となるのはもちろん「介護ロボット」であり、初期に国によって「利用者の自立支援や介護者の負担の軽減に役立つ、情報を感知し（センサー系）、判断し（知能・制御系）、動作する（駆動系）知能化した機械システム」と定義されている（厚生労働省a）。さらに国は6分野13項目の開発重点分野を定めており、「移乗支援」「移動支援」「排泄支援」「見守り・コミュニケーション」「入浴支援」「介護業務支援」が公的に重要な分野とされている（厚生労働省b）。機器の開発・導入にあたり援助を受けられるかは、この公式定義と開発重点分野に当てはまるかどうかによって左右されるので、支援を希望する研究機関や民間企業は自然とこれらに寄り添うことになる。結果「ロボット」と聞いてヒューマノイドや動体系をもつ機械を想起する人が多い中、このような一般的なイメージには合致しない機器やソフトウェアまで介護業界では「ロボット」と分類・呼称されるようになった。例えば、利用者の下腹部に貼られたマッチ箱大サイズの排尿予測装置を見て「ロ

ボットだ」と思う一般人は少ないが、国の定義によれば「介護ロボット」ということになっている。よって「介護ロボット」の定義ひとつをとっても、国の舵取りと公的援助を前提として発展してきた分野であることがわかる。

フィリピン人介護労働者と介護ロボットの短い歴史を対比すると、「下から（民間から）」と「上から（政府から）」という対照性が浮かび上がってくる。フィリピン人介護者には当初の来日目的が介護ではなかった者が多く、かつその介護業界参入は主に外国人定住者に目をつけた民間派遣会社によるヘルパー二級や初任者研修講座によって加速されたという点で「下から」の傾向が非常に強い（高畑 2009）。近年は国が外国人介護従事者向けの在留資格を多く創設しているが、その取得者の数はフィリピン人の中ではまだ相対的に少ない。2022年12月の時点でEPA 1,426人、在留資格「介護」682人（出入国在留管理庁 2023a）、2023年7月の時点で介護の技能実習が732人、介護の特定技能が2,053人である（厚生労働省2023b:14,23）。この四つの在留資格を合計しても、介護・医療分野で働く（帰化者を含まない）フィリピン国籍者の三割にも満たないので、現時点ではまだ254,398人いる配偶者・定住者・永住者などの「身分に基づく在留資格」保持者がフィリピン人介護・医療従事者の圧倒的多数を占めていることがわかる。よって日本人との家族関係を通して定住した中高年フィリピン人女性やその子ども世代による「下から」の介護への貢献がまだまだ大きい。しかしこれから国が特定技能や類似制度を介護において拡大していくならば「上から」の統制の色が濃くなっていくので、今が過渡期の始まりであろう。

対して介護ロボットは初期から厚生労働省と経済産業省が音頭を取り、「介護ロボット」の定義分類・開発導入予算の編成・介護保険の適用など手厚い保護のもと、近年では介護機器の輸出に関する諸外国の法律調査まで国が率先して行っており、「上から」の色が濃い。国が構築した産官学連携システムの生み出した最新介護機器がいざ現場のスタッフに使用されると脱着に時間がかかるなどの理由で不評に終わるなど、いわゆるお上のビジョンを現場がいまいち共有できていないという状況も多々発生しているほどである。さらには筆者がフィールドワークを行う中で、介護ロボットの関係者に「政府はこれから介護ロボットを輸出産業に育て上げることを目指しているが、アメリカの需要はどうなのか」などの質問を受けることもあった。日本という国が「技術大国」であることは自負しても「移民国家」は標榜しないことから来る差がここに如実に出ているのではないか。

先行文献と問題の所在

そもそもなぜ介護は社会「問題」になるのだろうか。しばしば自明の事実とされる介護「危機」の発生メカニズムを先行文献を通してまず見つめ直しておきたい。

再生産労働とは家事・育児・介護などの生命をつなぐ労働のことであるが、人が生きていく上で必要不可欠なこの種の労働がどのようにして資本制下の家族内では「タダ」になるのかを

追究したマルクス主義フェミニズムの貢献は大きい（竹中 1985; Armstrong, 1983; Engels, 2000[1884]; MacKinnon, 1982）。その議論を俯瞰すると次のようになる。資本の原始的蓄積は市場の外に置かれた資源の略奪により起こる。わかりやすい例に「自然」がある。資本主義発展の初期において自然はまるで無限かつ無償の資源のように扱われるので、やがて持続可能性を度外視する開発が大気・土壌・海洋を汚染し環境資源を枯渇させるというものだ。そして自然資源と同様に、市場の外にあるという理由から正当な対価なしに利用されてきたのが、しばしば「家族」という領域に囲い込まれる再生産労働すなわちケアという資源である（上野 1990; 2011）。資本家が労働力の安定供給を得るためには、労働者という人間が衣食住の家事を通して日常的な生活を保持し、また妊娠・出産・育児・介護という行為を通して世代間の命の再生産を行う必要がある。しかし、資本家は質の良い労働力を得る上で必要不可欠である日常的・世代間のケアについては、家庭において（主に女性が）無償で行うべきものとして直接対価を支払わず、その恩恵のみを労働力という形で買い取ってきた。結果的にケアが「まるでタダ」であるような錯覚が社会に染み渡ってしまい、介護を含むケア労働が市場化されても「元来家庭で誰でもできる」仕事だと見なされ低賃金に留まりがちである。

つまり「家族」という領域が「市場」から切り離されその外側に位置づけられることで、相応の対価を支払う必要のない「ケア」という資源が創出される。こうしてケアは「タダ同然」になってしまう訳であるが、この錯覚に基づいてケアを対価を払わずとも無尽蔵に湧いてくる資源であるかのように扱うと、やがて枯渇する。というのもケアを供給する家族は、提供できる時間と労力に限りのあるれっきとした人間だからだ。出産離職や介護離職などがいい例である。人が家族と共に命を繋いでいくためには育児や介護などのケア労働に時間を割く必要があるが、市場がこの事実を鑑みずケアの恩恵である成人労働力のみを買取り続けようとする時、乏しくなるケアを補うために致し方なく「離職」する人々が出てくる。この現象はケアが無償でも無尽蔵でもなく、市場が正当な対価を支払わず容赦無く吸い上げればやがて乏しくなり枯渇する資源であることを示している。つまり、介護「危機」すなわちケア資源の不足は性分業と資本制というシステムの人為的産物であり、人口動態の変化に伴い必ず派生する自然現象ではない。

さて、以上の経緯から介護力不足に直面した社会はどのような手を打つか。ケアと労働が両立しやすいような働き方改革を敢行し、女性へと集中しがちであったケア労働の公平な分配を心がけ、無償もしくは低賃金で行われてきたケアに正当な対価を支払い、安心して次世代へと命を繋いでいくことのできる社会保障の整った「ケアの持続可能な社会」の創出を目指すだろうか。

なかなかそうはならないのが現実である。実際には、自国のケア資源が乏しくなれば、まだ少子高齢化が進んでおらず安価な労働力が豊富な他国からケア人材を「輸入」する国が多い（小川&定松 2020; Lan, 2006）。その過程は女性学や社会学などの分野でよく研究されており、例え

ば家事育児労働者として欧米に渡ったフィリピン人女性たちが母国に残した幼い子どもの面倒を見るために自国のより貧しい境遇にある女性を雇う現象が「グローバルなケアの連鎖 (global care chains)」として注目された (Hochschild, 2015)。また、介護は「職務上要請される感情の管理・表出・体験・商品化」と定義される「感情労働 (emotional labor)」の一種であるが、介護労働に理想的とされる「明るさ」や「思いやり」などの感情表現が「女らしさ」や「フィリピン人らしさ」といった属性 (性別・民族・人種) と結びつけられて、国際的移動の女性化を後押ししている点も指摘されている (Hochschild, 1983; 鈴木 2009: 13)。

そして外国人介護人材の受け入れと同様に、介護者への対価を大幅に上げることなくケアの枯渇を乗り切ろうとする施策が、科学的介護と生産性向上を謳った介護のオートメーションである。戦後日本は労働力不足を正規の移民ではなく労働の機械化・自動化で補って来た経緯があり、この成功体験が現在の介護政策の方向性にまだ強い影響を及ぼしている (Robertson, 2018: 18-19)。産業用ロボットによる生産効率化のプロセスが介護用ロボットによるサービス効率化にどこまで適用できるのかは、「対物」と「対人」という大きな違いがあるため、不透明であると言わざるを得ない。しかし日本にはロボットを「自然」なものとして受け入れる文化的土壌があるという言説とあいまって、「ロボットが日本の介護を救う」というような救世主的な期待もメディアで散見される (Robertson, 2018: 15-16; 中川&福田 2013)。またロボット導入による介護の機械化・自動化・デジタル化は、アイコンによる直感的操作や音声による申し送り入力などを可能にすることから、日本語の読み書きが不自由な外国人労働者の介護現場投入をより容易にするだろうとの見方も出ている (Wright, 2023)。つまり他国からの人材に頼らない自国の介護ロボットが必要なのだという「外国人移民VS.日本産ロボット」という構図は実は成り立たず、ロボットを含めたテクノロジー導入が外国人労働者介護参入の敷居を下げるかもしれないのだ。

以上をまとめて問題提起すると以下ようになる。日本におけるフィリピン人介護者の存在はグローバリゼーションにより移民の国際移動が盛んになったことの証左であり、現状の処遇で介護という肉体的にもきつい仕事をこなしてくれる貴重な労働力として受け入れられている。また明るく笑顔で利用者と接する「フィリピーナホスピタリティー」のイメージに見て取れるように、感情労働のスペシャリストとしてもしばしば描かれる。つまり肉体労働の安定的供給源であると同時に、対人サービスにおける感情労働の適材として、彼ら彼女らの提供するケアの価値が認知される傾向にある。他方で、介護機器は国の推奨する「科学的介護」と「生産性向上」、すなわちケアの規格化・効率化・自動化を更に推進するカギとして産学官連携のもと発展してきた。限られた介護労働力でより多くの利用者をまわし、介護人材不足をテクノロジーで軽減・解決しようとするものである。本稿では、フィリピン人介護者と介護ロボット機器に焦点を当て両者を比較することによって、ケアの意味や価値がどのように語られ計られる傾向にあるのかを考察する。

研究方法と研究対象

筆者は2019年に1ヶ月の予備調査を日本で行った後、パンデミックによる2年間の停滞を経て、2022年5月～12月に日本でフィールドワークを行った。参与観察は、フィリピン人の登録住民数が全国一である愛知県を拠点として、フィリピン人履修生の多い介護初任者講座を軸にフィリピン人住民をサポートするNPO・カトリック教会・池田公園まつりなどその他のイベントに定期的に足を運んだ。またスノーボール方式で合計25名のフィリピン人移民（内介護職経験者20人）に半構造化インタビューを行った。介護機器に関する調査では愛知県に加えて北九州・大阪・神奈川・東京にまで調査に出向き、福祉介護機器フェア・ロボット学会・介護ロボット研究室・リビングラボなどを随時訪問調査した。視察のスケジュールがまちまちで半構造化インタビューは難しく、相手の都合に合わせて聞き取りを実施した。2019年当初は許可を頂いた介護施設に継続的に働き手として入る予定であったが、コロナ禍により2年待った後、倫理的理由により断念し計画を変更、かわりに特養などの介護施設の見学・家族介護者支援NPOグループ訪問・デイサービスでのボランティアに専念した。またフィリピン人や介護ロボットに関する言説についてのアーカイブ資料収集を国会図書館や大宅壮一図書館などで行った。

フィリピン人介護労働者

2022年12月の時点で日本に住むフィリピン国籍者は298,740人であり、中国人とベトナム人に次いで3番目に多い（出入国在留管理庁 2023a）。在日フィリピン人には（1）1980年代から興行ビザで来日して主に水商売に従事しながら日本人と結婚し定住した女性ら、（2）定住者ビザ等で1990年代～2000年代に来日するようになった旧日系フィリピン人、（3）2008年の国籍法改正に伴い生後認知を受けて来日した新日系人とそのフィリピン人母親など、日本人との婚姻・血縁関係に基づいて定住資格を得た人が目立つ。前述したようについ最近まで医療・福祉に従事する外国人住民の中で最も多いのはフィリピン人であったが、大多数は最初から介護職を希望して来日したのではなく、日本人の家族・子孫として定住資格を得た者がやがて介護に参入したという流れになっている。EPAや在留資格「介護」など、介護・医療職に特化された在留資格で来日したフィリピン人ももちろん存在するが、上述したようにその数は少ない。しかし2017年に介護分野でも技能実習制度が解禁され、2019年には特定技能という在留資格も設けられたことによって、状況は急変している。数年の短期ビザで来日する介護の出稼ぎ労働者ともいうべき人々が、コロナ禍による水際対策で一時停滞したものの、ここ数年で急増しているのだ。

よって（1）1980年代から来日し家族関係に基づいて定住した中高年の女性、（2）1990年代～2000年代にかけて来日し始めた新旧日系フィリピン人、（3）2010年代からEPAや在留資格「介護」で入国した者たち、そして（4）2017年以降に入国した技能実習生と特定技能外国人がフィリピン人介護者内の主要グループであると言える。以下ではこのうち比較的数の多い（1）（2）（4）に属するフィリピン人女性の語りを紹介したい。

Aさんは61歳の小柄な女性で、36年前25歳の時経済的理由から興行ビザを取り単身来日した。1980年代後半当時日本はまだバブル経済に沸いており、名古屋市でフィリピンパブの集中する池田公園界隈は「まるでマニニ（マニラの歓楽街）みたい」だったという。そしてフィリピンの家族に仕送りをしながら日比間を行ったり来たりして数年が経った頃、働いていたお店で出会った27歳年上の日本人男性と結婚した。その後夜の仕事を数年続けたが、30歳で妊娠した時に夫の強い希望で水商売からは足を洗い、息子を育てながらホテル清掃などの仕事を転々とした。やがて44歳の時夫が病気を患い4年間介護したが亡くなったのを契機に介護の仕事を強く意識するようになり、ヘルパー2級（当時）の資格を取ってグループホームに転職、それ以来13年介護一筋である。日本人相手の夜の仕事と家庭生活を経験したAさんが話すのはまさに「生きた」日本語であり、会話に軽い冗談を散りばめながらよく笑う。介護の仕事はどうかという筆者の質問に「私人気あるよ、トイレ介助の時おじいさんに新婚旅行に行こうかって言ったらみんな笑う」と朗らかに答えた。しかし介護の仕事だけでは老後の蓄えがままならないので悩んでいるとのことだった。

Aさんのような結婚移民の介護従事者・経験者には合計12人インタビューしたが、彼女らの語りに共通するのは、(1) 多くが興行ビザや配偶者ビザで来日し日本人男性と家族関係を結ぶことで長期的な在留資格を取得、(2) 育児・子どもの成長・自身の高齢化などの理由により夜の仕事から卒業、(3) 介護職の収入には決して満足していないがその安定性や社会的信用に魅力を感じている、などの点である。さらに(4) 水商売時代の生きたやり取りで鍛えた感情労働のノウハウを介護職でもフル稼働していることが多々ある。Aさんの「新婚旅行に行こう」もそのひとつであるが、他人に下の世話をされるという一種やるせない状況を冗談めいた言動で間接的に明るくすることが上手い。例えばBさんは、入浴介助でセクハラを受けた時は決然と「いけませんよ」というのではなく、「おっぱい片方だけだとバランス悪いよ、もうひとつもさわる？どうする？」と返すと、おどおどとした反応を期待していた利用者は大体恥ずかしそうに引き下がるという。他にも多数似た語りが聞かれたが、総括すると様々な経験をくぐり抜けてきたフィリピン人結婚移民の多くは、相手を真っ向から否定せず場の雰囲気を保ったまま利用者の感情に働きかけるのが上手い。感情労働の引き出しが深くまた豊富であるという印象を受けた。

次に新日系人のCさん（27歳）の語りを紹介しよう。Cさんの母親は1990年に興行ビザで来日した後日本人であるCさんの父親と出会い、1996年にCさんを日本で出産、次にCさんの弟を身ごもった際にフィリピンに里帰りした。当初は一時帰国の予定であったが、滞在中にCさんの父親から実はすでに日本人の妻子がいるので結婚はできないという衝撃の事実を聞かされたため、Cさんの母親は別れる決心をしてフィリピンに留まった。「壊れた家族」で育ったと語るCさんだが、2009年13歳の時に転機が訪れる。日本人妻と離婚した父親がCさんの母親と正式に結婚することを申し出たのだ。これで認知など法的なハードルをクリアしたCさんは20歳にな

ってすぐ定住者ビザを取得、「生まれた国」日本に渡り弁当工場の夜勤で働き始める。数年後両親が日本に住み始めたので自身も定住を決意、それならば長期的に安定して働ける職に就こうと2022年に介護初任者研修講座に通い始めた。筆者はこの講座でCさんと出会い、修了後近郊の病院に晴れて正社員として就職したところまで見届けている。

講座には6人のフィリピン人生徒がいたが、うち半分は前述のAさんのように水商売と介護の経験がある中高年女性、もう半分は20代から30代前半の新日系人を含む比較的最近移住してきた女性たちで、後者は前者よりも日本語での会話力がまだ低かった。Cさんも日本人相手のサービス業経験が皆無であり、「今からオムツを交換しますね」など教科書に載っている声かけを懸命にローマ字で音写するなど勉学に真摯な姿勢で取り組んでいたが、この台詞を柔軟に言い換えたり冗談を加えたりするというような高度な感情労働スキルはまだ見られなかった。

最後に特定技能のDさん(35歳)の語りを紹介する。フィリピンに夫と子ども2人を残し、2019年8月に3年間の技能実習ビザで来日した。しかしこの時の費用を捻出するため15万ペソ(約35万円)もの借金を作ってしまう、愛知県のとある裁縫工場で働き始めても、借金返済と家族への送金で全然貯金できなかった。このままでは目的を達成できないまま帰国させられてしまうと焦ったDさんは、技能実習から特定技能にビザを切り替えられると聞いた時にすぐ契約延長を決心し、より給料の高い介護に分野も変更した。人手不足の介護ならより長期間日本で働かせてもらえるのではないかという読みもあったという。インタビューした2022年12月時点でDさんの介護歴は4ヶ月とまだ浅く、慣れないことからくる苦労が尽きないようであった。例えばトイレ介助したばかりの利用者が自室に戻った途端またトイレに行きたがり「出ちゃう出ちゃう」と訴えられることがあるが、自分には何もできなくて困ってしまうというのだ。この他にも「お腹は空いてるけどご飯は食べたくない」と言う利用者に何と返したらいいのかわからないなど、言葉を使って相手の気持ちに働きかける感情労働スキルにはまだまだ伸びしろがある印象を受けた。

以上の3つの語りはくしくも社会的統計的現実を反映している。主に1980年代から2000年代前半に来日した結婚移民はAさんのように高齢化して孫がいてもおかしくない年齢になっており、老年にさしかかっても続けられる介護職の安定性を評価する反面、給与が老後の蓄えに必ずしも充分ではないことなどを不安視していた。そして彼女らの数はこれから漸減していくことが予想される。対して定住者ビザや日本国籍を持つ新日系人は、上記の結婚移民よりも一まわり若く、介護をこれから数十年続けていくことは可能である。しかし在留資格に仕事を選ぶ自由があるので、まだ若く他の選択肢のあるうちに介護を選ぶ者はCさんのような事情のある一定数にとどまる可能性が高い。実際介護初任者の資格は保険として取っただけで、主に給料の高さを理由にフィリピンパブや工場夜勤の仕事を選んだ女性たちに筆者も出会っている。また日系人という血縁関係に基づくビザの取得者が近い将来大幅に伸びる見込みはない。そこでこれから増える余地があるのがDさんのような技能実習生・特定技能外国人たちである。脱走

でもしない限り数年間ひとつの職場に人材を安定確保できるというのが会社側から見た利点であり、激化する介護人材の国際獲得競争で優位にあるうちは、その人数を大幅に増やすことも可能である。しかしフィリピンは人材輸出のノウハウが豊富で様々な国に自国民を送り出すシステムが確立されているので、日本が魅力的な取引先となれるかは疑問の残るところである。

以上から浮かび上がるのは、労働人材確保に対する日本のアプローチの変化である。1980年代以降家族・血縁関係に基づき定住・永住を許容するかたちで多くの外国人を受け入れてきたが、現在技能実習・特定技能という実質的な短期ゲストワーカーシステムへの過渡期が始まっている。理論上、技能実習・特定技能で入国した介護労働者が在留資格「介護」にビザを切り替えて定住・永住することは可能であるが、その条件である国家資格介護福祉士取得という壁は短期労働者にとって限りなく高いことから、大多数は数年で母国へ帰るものと思われる。今はフィリピン人介護労働者の7割超を占める結婚移民などの定住者たちが、長年の接客業や家庭生活（中にはAさんのような日本人夫の介護経験）を通して鍛えた感情労働スキルを駆使してまだ働いており、日本人利用者と経営者は彼女らのケアの剰余価値を享受している。しかしこれから彼女らの存在が短期労働者に置き換えられていくならば、この貴重なケアの剰余価値は介護市場から徐々に消失していくだろう。基本的に定住が許されない技能実習・特定技能という数年契約の出稼ぎシステムに依存するようになるにつれ、生きた日本語を駆使した感情労働という対人スキルの長期的発達に難しくなりその質は変化していくことが予想される。

技能実習という「技能・技術・知識の途上国への移転」を建前とした実質的な短期労働者受け入れ制度は、当初から内外の非難にさらされてきた。介護職の追加の可否を議論するために2014年から2016年にかけて開かれた厚生労働省の検討会でも、「現行の技能実習制度が技術移転ということにはほど遠い現状である」（厚生労働省2015a）ことなどを理由に何人もの有識者構成員が反対している。最終的には2017年に技能実習、2019年には特定技能が介護職にも開放されたことは周知の事実であるが、もともと対物作業における「技能」移転と活用を掲げた制度の対人サービス介護への適用はある種のひずみを生んだ。要件として「移転の対象となり得る技能であること、適切な技能評価システムが構築されること」（厚生労働省2014b）とあり、介護の何が技能評価試験で測定可能な知識・技能なのかという点が活発に議論されたが、これは同時に一律的な測定が難しい感情労働スキルが徐々にシステム構築から除外されていくことを意味した。

例えば検討会では「普通の日本語、正確な日本語だとか、そういう日本語が使えなくても、当然、相手の表情だとかそういうのでわかる」（厚生労働省2014a）、「やはり介護の世界の場合、いわゆる言葉だけで何かコミュニケーションをとっているわけではなくて、本当に全てのもので、表情から、それから態度といったらいいのか、そういうものからもコミュニケーションをとっている」、「もちろん日本語はすごく大事だけれども、必ずしもバーバルなものだけではない、ノンバーバルな部分も大事だということだろうと思います」（厚生労働省2015b）など、情

動や身体性を駆使した実践としての介護という側面を強調する構成員が複数いた。入国時にどれくらいの日本語レベルを要件とするかの議論でこのような意見が散見されたが、最終的には入国時にN4・二年目にN3という要件で現行システムは機能している。やはり試験という標準的手段で測定可能なスキルが公的システムには組み込まれやすく、現場で柔軟に発揮される感情労働を含めた実践としての介護は制度化されにくい。

この点は結婚移民たちの感情労働を通した介護現場への貢献が現行システム内では見えにくくなっていることとも関連してくる。上記の検討会ではEPAなど近年創設された資格で新規入国したフィリピン人介護労働者を、おそらく結婚移民として随分前に来日したフィリピン人定住者の同僚が、職場から日常生活まで幅広く母国語でサポートしている例が記録されている(厚生労働省2014a)。筆者もフィールドワーク中に技能実習・特定技能生が在日生活の長い結婚移民の同僚や親戚からサポートを受ける場面に遭遇しているが、このような「下から」のサポートが可視化されないまま政府の政策運営にわずかなりとも貢献しているのだ。また、結婚移民らが生きた日本語を話し感情労働の引き出しが豊富であることはすでに述べたが、この手のスキルは試験での測定が難しく、よって彼女らの待遇向上には繋がりにくい。多くは客相手の夜の仕事や日々の家庭生活を通して耳と口で覚えた日本語を話すことに長けている一方、教科書の日本語や「正しい」日本語文法と読み書きには弱いことが多いからだ。介護でキャリアアップするためにはいわゆる教科書の日本語で介護実務者などの試験に合格することが求められるので、彼女たちの感情労働スキルを通した貢献は正式には評価されにくいというのが現実である。

「介護ロボット」

厚生労働省保険局が発行した資料『2040年を展望した社会保障・働き方改革本部のとりまとめ』についてによると、2040年へ向けて高齢者の増加は落ち着くものの、介護保険の担い手である現役世代は急減するので、「より少ない人手でも回る医療・福祉の現場を実現」することが必要である(厚生労働省 2019)。この目標へ向けて提唱されるようになったのが「生産性向上」と「科学的介護」だ。生産性向上とは、介護業務からムダやムラを極限まで減らしより少ない人手でより多くの利用者をまわすことができるようにすることである。これを実現するために必須だとされるのが「科学的」すなわち「エビデンスに基づいた介護の実践」であり、介護施設の業務データを収集・分析した結果を再度現場にフィードバックすることで介護の科学度の向上が期待できるという(厚生労働省c)。そこで利用者の身体機能・栄養状態・服薬情報・リハビリ計画など多様かつ莫大なデータを蓄積・分析するシステムが必要になるが、このために2021年から厚生労働省が本格的に運用し始めたのが科学的介護情報システムLIFE(Long-term Care Information System For Evidence)である。数値化されたデータを数ヶ月おきに介護施設か

ら収集しそれを長期的に分析することで、サービスの効果を「見える化」し介護の質の向上につなげることが目的であるという。

以上のような「科学的介護」に基づいた「生産性向上」という国が思い描くビジョンの前提となるのが、介護から生じるあらゆるデータの標準化・数値化・デジタル化である。このために必須なのが情報の「見える化」を可能にするテクノロジーであり、ここでいわゆる「介護ロボット」の役割が重要になってくる。それでは実際にどのようにして生産性向上が現場で進んでいるのかを、全国で介護ロボット導入が最も進んでいる施設のひとつである東京都大田区の善光会を例にして示したい。

介護ロボットの開発・実証・普及を促進するために現在全国で8箇所のリビングラボが厚生労働省により設置されているが、社会福祉法人善光会のCare Tech ZENKOUKAI Labは高齢者介護施設に併設にされている唯一のリビングラボである。このラボが拠点を置くサンタフェ総合研究所は善光会の運営する特別養護老人ホームと同じ建物内にあり、羽田空港に程近い最寄り駅から徒歩15分くらいの距離に位置する。筆者が2022年に視察に訪れた時には地中海を意識した開放感のあるデザインの正面玄関がまるでホテルのロビーのようだという印象を受けた。まず出迎えてくださった担当者の方に会議室で施設についての説明を受け、その後実際に機器が導入されている特養を見学した。

Care Tech ZENKOUKAI Labはリビングラボになってからの3年で130種類以上の介護ロボットやICT機器を運営する介護施設に実験的に導入したが、実際に残ったのは20種類のみであるという。このことからいかに現場のニーズにフィットする商品開発が難しいかがわかる。この選別に耐え、視察した時点で実際に使用されていた介護機器の主な種類は(1)レクリエーション用のヒューマノイド型ロボット、(2)HALやHUGといった移乗ロボット、(3)ピアットなどの入浴介助ロボット、(4)D-FREEという排泄予測装置、(5)眠りSCAN・HitomeQなどの見守り機器、(6)SCOPという介護業務ソフトウェアであった。

このうち生産性向上に最も役立ったのは見守り機器と介護業務ソフトだという。そこでこの2つをもう少し詳しく見ておこう。まず眠りSCANであるが、マットレスの下に敷かれることでベッド上の利用者の動き（呼吸、心拍、寝返り、起き上がり、離床）を随時感知そして測定し、無線LANで施設のパソコンにデータを送ることができる。すると職員はひとつのスクリーン上で利用者すべての睡眠状況をアイコンや色分けなどを通して直感的に把握でき、一目でどの利用者に注意する必要があるかを見分けられるので、特に夜勤の見回りの効率化に有効である。また測定された体動とバイタル情報はすべてデータとして蓄積されグラフに変換されるので、不眠の傾向があるなどの問題を察知しやすく、この場合いち早く投薬などの解決策へとつながることができる。

次にHitomeQであるが、利用者の部屋の天井に取り付けられる半球型のカメラであり、筆者が視察した個室ではベッドのほぼ真上に設置されていた。センサーが利用者の行動に異常を察

知した時にのみ、部屋全体の映像が職員の業務用スマートフォンやタブレット等に送られるようになっており、職員はカメラについたマイクを通して「どうされましたか」と声かけをすることもできる。しかしこれは何か問題のある時のみであり、通常時はプライバシー保護の観点から映像は送られないようになっている。

眠りSCANやHitomeQなどの介護機器（国の定義では「介護ロボット」）は、SCOP（Smart Care Operating Platform）という善光会が独自開発した情報管理システムとクラウドで連動しており、データはそこで自動的に蓄積・分析される。大手が開発した同類のIoTソフトウェアは介護報酬請求に機能が偏りがちでコストも割高であるのに対して、SCOPは「現場の職員がいかに生産性高く働けるかを追求」しているという。例えば、入浴順に利用者の名前を並べ替えられるようになっているので、上の方からバイタルを取ってすぐお風呂に回すことで、「〇〇さんをお風呂に入れたいがまだバイタルが取れていない」というような時間のロスを防ぐことができる。また介護職員も軒並み高齢化しているため、直感的に入力できるようにアイコンを多用し、申し送りは音声入力でも可能である。このように現場のニーズを最優先したことが功を奏し、SCOPは2021年に日本医療研究開発大賞を受賞している。そして言うまでもないことだが、SCOPは国の構築した介護情報システムLIFEと非常に親和性が高く、これからの介護政策の方向性と非常によくマッチしている。

以上のようなテクノロジーを開発・導入・活用してきた努力が実り、2015年には介護職員1人当たり利用者1.86人だった比率が、2019年には2.79人、2021年には2.82人まで上がった。つまり、同じ数の介護職員で6年前と比べて5割増超の利用者を回せるようになったということであり、国の推奨する「生産性向上」の理想の姿ここにあると言ってもいいだろう。ただ現行の法規制により職員1人当たりの利用者数を3人以上に増やすことは禁じられているので、数字的にはこの程度で頭打ちだろうという。それでも介護職員1人当たり利用者数が全国平均2人という事実と照らし合わせた時、善光会は生産性において非常に優れているということになる。また案内して下さった職員の方によると、「顔のつきたいかにもロボット」といったヒューマノイドよりも、見守り機器や介護業務ソフトウェアの方が生産性向上への貢献が大きい印象を受けるという。つまり直接人と触れ合う場面では人間の方がいいが間接業務や事務作業にはロボットが役に立つというように、人間とロボットの分業を見極めることも肝要だというのだ。これに通底する意見は他の視察先でよく聞かれた。例えば別のリビングラボの責任者によると、介護ロボットの中で一番の有望株は見守り機器であり、2022年時点で入居型施設の17%で導入済み、そしてこれからも伸びるだろうとのことであった。

しかし中には懐疑的な声もあった。例えば厚生労働省による有識者の定例会に社会保障審議会・介護保険部会があるが、2022年7月25日に行われた会議では、全国老人福祉施設協議会の代表である梶田和平委員が「業務の改善であつたり、効率化というのは避けては通れない」が、「なぜ介護現場に生産性という言葉が使われるのかという抵抗感があります」と述べている（厚

生労働省 2022b:11)。またUAゼンセン日本介護クラフトユニオン会長の染川朗委員が「介護施設は工場ではありません」とはっきり述べたり（同上: 17）、日本医師会常任理事江澤和彦委員が生産性向上は「当然進めるべきテーマ」だが「効率化の名目の下、生活を作業化してはならない」と注意を促している（同上: 33）。この他にも見守り機器におけるプライバシーの問題（同上: 19）やテクノロジーの導入によって人員が削減できるという考え方を検証する必要（同上: 29）など、国に直接意見を述べることができるようなトップの有識者の間でも懐疑的な声が少なくないことが見て取れる。また筆者が2022年に訪問した先々でも似た声が聞かれた。大阪で開催されたロボットフェアでは、国の介護ロボット関連政策に関わったこともあるロボット工学第一人者が講演中に「見守りなんて言ってるけどあれは体のいい監視ですからね」とはっきりと発言する場面があり興味深いものがあった。またとあるリビングラボの関係者は生産性向上が本当に介護サービスの質向上のためならば素晴らしいのだが、「緩和だと言って人員削減したいのが見え見えだから困る」ともらしていた。

以上をまとめると、人材不足という厳しい現実の中テクノロジー導入や介護業務の効率化が重要であるという認識は多くの関係者に共有されている反面、生産性向上という大義名分のもと推進される介護ロボット導入についてはその目的・過程・影響に懐疑的な声も聞かれた。介護職員の業務効率や利用者のバイタルデータをテクノロジーで「見える化」し国が中央管理するLIFEに送信するということは、すなわち介護に直接関わる人々の活動が企業や政府に「見られる化」することを意味する。2021年に新設された「科学的介護推進体制加算」を手にして施設がより多くの介護報酬を受け取るためには必要なことなのだとされればそれまでである。しかし他方で、「何のため誰のための生産性向上なのか」「生産性向上のためなら何をしてもいいのか」という問いを発する関係者が一定数存在するのは致し方のないことであろう。

結論

本稿では、フィリピン人介護者と介護ロボット機器に焦点を当て、ケアの価値や意味がどのように語られ計られる傾向にあるのかを考察してきた。

フィリピン人介護者の中では、パイオニアである結婚移民定住者から比較的若い技能実習生・特定技能外国人という短期労働者への過渡期が始まったところである。技能実習・特定技能ビザから定住への確かな道筋と介護業界でのキャリアアップ方法が確立されない限り、短期外国人労働者への依存は介護職が単純労働であるというイメージをさらに広めその社会的地位低下につながりかねない（小川 2019; 福嶋 2020）。また、在日生活がしばしば数十年にも及ぶ中高年の結婚移民らは、日本人相手の客商売や家庭生活で身につけた感情労働スキルを介護にも活かしている場面が多々見られた。これに対して、滞在年数が数年に限定された特定技能を含む技能実習生らが外国人介護労働者の主力になれば、長期的な日本語での感情労働スキルの発達

はより難しくなる。日本社会が意図せず享受してきた初期フィリピン人移住者の高度な感情労働というケアの剰余価値が、これからは同じように期待できなくなるかもしれない。

人類学者のエラーナ・ブッチ (Elana Buch) によるとケアは「倫理的な主体間の感応の実践 (moral, intersubjective practice)」であると同時に「循環し時に不足する社会的資源 (circulating and potentially scarce social resource)」でもあり、複数の性質を持っている (2015: 279)。前者の「実践としてのケア」は言語と身体を駆使してその場で相手に寄り添うことで深まる一方、後者の「資源としてのケア」は家庭において無償で提供されたり市場で賃金を介して売り買いされたりする。ケアはいかなる時もこのような多面性を内包して揺らいでいると言っている。この枠組みを本稿に応用すると、結婚移民らは夜の仕事や家庭生活など様々な場面で日本人を接客・世話してきたので「実践としてのケア」の経験が豊富である一方、技能実習生などは短期契約を終えれば母国に帰る人材だと位置づけられていることから国際的に取引される「資源としてのケア」の提供者として評価される傾向にあると言える。建前上は「技能移転」を通して長期的な人材育成を目的としているが、実際は数年単位で置き換えられる短期労働者制度であり、2023年11月30日に政府の有識者会議が提出した報告書もようやくこの目的と実態の乖離をはっきりと認めた上で、技能実習制度の廃止と「育成就労制度」の創設を提案している (出入国在留管理庁 2023b)。「実践」と「資源」というケアの両面を完全に切り離すことはできないが、技能実習や特定技能のような国策の重点がどこにあるかに注目した時、その答えは「資源としてのケア」になるだろう。

他方、介護ロボット導入による生産性向上という現在進行中の取り組みは、「より少ない人手でも回る医療・福祉の現場を実現」という前述の厚生労働省の目標に表されるように、貴重な介護力をどのようにして効率的に配置し無駄なく使い切るかという一点に的が絞られている。ここで「介護人材」や「介護労働者」と書かずあえて「介護力 (care power)」という言葉を使ったのは、生産性向上におけるケアがあくまで数値化できる量的な労働力 (labor power) だと捉えられているからである。これは生産性向上に関してのデータに「人員配置1対2.4」など小数点単位の人数が頻繁に記載されていることから明らかだ。つまりテクノロジーの力を介して最小限の労働力で最大限の被介護者数を看ることによって生み出される利益がケアの価値だと見なされていると言える。よって賃金と引き換えに売買される「資源としてのケア」としての側面が非常に強い。逆に感情・言葉・身体を通して行われる「実践としてのケア」は、その標準化と数量化が困難であることから生産性向上の直接の対象にはなっていない。もし生産性が飛躍的に向上し介護者の負担が軽減された結果、ゆとりのできた介護者が被介護者との関係構築により時間をかけられるようになれば、生産性向上が「実践としてのケア」の質を間接的に高める可能性はある。しかし介護ロボットによる業務の効率化を理由に、人員配置を利用者対職員3対1から4対1に「緩和」しようという動きが出てきている今、生産性向上の恩恵はゆとりある介護だという言い分に一抔の不安を覚える関係者も多いことだろう。

以上、フィリピン人介護者の定住者から短期労働者への移行と、介護ロボット導入による生産性向上の目的や影響を対比的に分析してきた。一方は「外国人を含めた多様な介護人材の確保」もう一方は「介護ロボットの開発実証導入」という異なる国策の産物であるが、両者に通底するのが「ケアは市場で取引され循環する資源であり、標準化数値化できる労働力である」という観念だ。資本主義社会において介護が市場化された以上、このような考え方は避けて通れない。しかしケアのもうひとつの側面である「関係性を通じた感応の実践」がそこから抜け落ちていった時に、「介護施設は工場ではない」という批判的な声上がることも事実である。

政策の方向性に不安や不満を感じる関係者も多い中、現場では特定技能生の受け入れや介護ロボットの導入が依然として続いている。この動きを支持する人々の口からよく聞かれたのが、数十万人単位の介護人材不足が悪化の一途という危機的状況なのだからもうとにかく「やるしかない」のだ、といった発言である。現状の深刻さを見れば致し方ない意見ではあるが、とにかく「やるしかない」のだと突き進んでいった先にあるのはどんな未来だろうか。そこに行き着く前に今一度立ち止まり「そもそもなぜ資本主義社会ではケアが枯渇するのか」という根幹的な問題に立ち返ることも必要だろう。例えば介護「危機」の原因に少子高齢化・現役世代の減少・介護職の賃金の低さ、などがある。なぜ結婚して子どもを産みたい人が皆安心してそうできる位の賃金水準や社会保障が難しいのか？なぜケアと労働が両立できる働き方が当たり前の社会を実現できない（あるいはしない）のか？そもそもなぜケアの給料は安いのか？このような問いを発して社会的基盤を見つめ直さないまま展開される「やるしかない」論には注意する必要がある。前述したように介護「問題」は自然現象ではなく人為的事態だからだ。ケアの枯渇という症状に対して緊急処置を打つことも重要であるが、より抜本的な対策を練るためにはこの人為的事態を長い時間をかけて造り出した社会構造のあり方自体を問い直すことも肝要である。

引用文献

石田路子(2011)「日本におけるフィリピン人介護職の受け入れに関する現状」(『城西国際大学紀要』19.3)47-62頁。

上野千鶴子(1990)『家父長制と資本制マルクス主義フェミニズムの地平』岩波書店。

_____(2011)『ケアの社会学 ―当事者主権の福祉社会へ』太田書店。

小川玲子(2019)「外国人がケアすること・外国人をケアすること」(『福祉労働』164号)38-46頁。

____・定松文(2020)「在留資格「特定技能」の制度化の実態: 介護分野に関するフィリピン・ベトナム調査からの発見と考察」(『移民政策研究』12号)28-48頁。

落合恵美子(1997)『21世紀家族へ: 家族の戦後体制の見かた・超えかた』有斐閣選書。

- 厚生省(1978)「むすび」『厚生白書（昭和53年版）』（2023年9月5日アクセス）
https://www.mhlw.go.jp/toukei_hakusho/hakusho/kousei/1978/dl/06.pdf。
- 厚生労働省a（出版年不明）「介護ロボットとは」（2023年7月15日アクセス）
<https://www.mhlw.go.jp/file/06-Seisakujouhou-12300000-Roukenkyoku/0000210895.pdf>。
- _____b（出版年不明）「介護ロボットの開発支援について」（2023年7月15日アクセス）
https://www.mhlw.go.jp/file/06-Seisakujouhou-12300000-Roukenkyoku/2_3.pdf。
- _____c（出版年不明）「科学的介護情報システム（LIFE）による 科学的介護の推進について」 老健局老人保健課（2023年8月28日アクセス）
<https://www.mhlw.go.jp/content/12301000/000949376.pdf>。
- _____（2014a）『2014年11月20日 第2回外国人介護人材受入れの在り方に関する検討会議事録』（2023年12月8日アクセス） <https://www.mhlw.go.jp/stf/shingi2/0000069819.html>。
- _____（2014b）『2014年11月27日 第3回外国人介護人材受入れの在り方に関する検討会議事録』（2023年12月8日アクセス） <https://www.mhlw.go.jp/stf/shingi2/0000069822.html>。
- _____（2015a）『2015年1月8日 第5回外国人介護人材受入れの在り方に関する検討会議事録』（2023年12月8日アクセス） <https://www.mhlw.go.jp/stf/shingi2/0000073740.html>。
- _____（2015b）『2015年1月23日 第6回外国人介護人材受入れの在り方に関する検討会議事録』（2023年12月8日アクセス） <https://www.mhlw.go.jp/stf/shingi2/0000075286.html>。
- _____（2019）『「2040年を展望した社会保障・働き方改革本部のとりまとめ」について』 保険局（2023年8月28日アクセス）
<https://www.mhlw.go.jp/content/12401000/000517328.pdf>。
- _____（2021）「第8期介護保険事業計画に基づく介護職員の必要数について」（福祉基盤課 福祉人材確保対策室2021年7月9日発行）（2023年5月18日アクセス）
https://www.mhlw.go.jp/stf/houdou/0000207323_00005.html。
- _____（2022a）『「外国人雇用状況」の届出状況表一覧（令和3年10月末現在）』（2023年5月18日アクセス） <https://www.mhlw.go.jp/content/11655000/000887555.pdf>。
- _____（2022b）『議事録「介護人材の確保、介護現場の生産性向上の推進について」』（2023年9月6日アクセス） <https://www.mhlw.go.jp/content/12300000/000982186.pdf>。
- _____（2023a）『「外国人雇用状況」の届出状況表一覧（令和4年10月末現在）』（2023年7月15日アクセス） <https://www.mhlw.go.jp/content/11655000/001044544.pdf>。
- _____（2023b）『外国人介護人材の業務の在り方に関する検討会 基礎資料』（2023年7月24日アクセス） <https://www.mhlw.go.jp/content/12000000/001123771.pdf>。
- 出入国在留管理庁(2023a)「国籍・地域別 在留資格（在留目的）別 在留外国人」（2023年7月15日アクセス） <https://www.e-stat.go.jp/stat->

search/files?page=1&layout=datalist&toukei=00250012&tstat=000001018034&cycle=1&year=20220&month=24101212&tclass1=000001060399。

出入国在留管理庁(2023b)「技能実習制度及び特定技能制度の在り方に関する有識者会議最終報告書」(2024年3月13日アクセス) <https://www.moj.go.jp/isa/content/001407013.pdf>。

鈴木伸枝(2009)「フィリピン人の移動・ケア労働・アイデンティティ：移動労働政策・ジェンダー化・自己実現のはざままで」(『立命館言語文化研究/立命館大学国際言語文化研究所 [編]』20(4)) 3-17頁。

高畑幸(2009)「在日フィリピン人の介護人材育成—教育を担う人材派遣会社」(『現代社会学』10号) 85-100頁。

_____ (2019)「在日フィリピン人と介護労働—社会的評価獲得の手段として—」(『比較家族史研究』33号) 8-31頁。

竹中恵美子(1985)「I女子労働論の再構成：雇用における性分業とその構造」(『社会政策叢書』9号) 3-34頁。

内閣府(2023)『令和5年版高齢社会白書（全体版）(PDF版)』(2023年9月11日アクセス) https://www8.cao.go.jp/kourei/whitepaper/w-2023/zenbun/pdf/1s1s_01.pdf。

中川雅博・福田恵介(2013)「介護はロボットが救う」(『週刊東洋経済』7(6)) 98-101頁。

福嶋美佐子(2020)「日本における外国人介護人材受入政策—特定技能『介護』の新設は社会にどのような影響を与えるのか—」(『東京家政学院大学紀要』60号) 31-47頁。

Armstrong, Pat, and Hugh Armstrong. 1983. "Beyond Sexless Class and Classless Sex: Towards Feminist Marxism." *Studies in Political Economy*, 10(1), 7-43.

Buch, Elana. 2015. "Anthropology of Aging and Care." *Annual Review of Anthropology*, 44, 277-293.

Engels, Friedrich. 2000 [1884]. *Origin of the Family, Private Property, and the State*. Marx/Engels Internet Archive.

He, Wan, Daniel Goodkind, and Paul Kowal. 2016. "An Aging World: 2015." U.S. Census Bureau.

Hochschild, Arlie Russell. 1983. *The Managed Heart: Commercialization of Human Feeling*. University of California Press.

_____. 2015. "Global Care Chains and Emotional Surplus Value." In *Justice, Politics, and the Family* eds. D. Engster and T. Metz, 249-261, Routledge.

Lan, Pei-Chia. 2006. *Global Cinderellas: Migrant Domestic Workers and Newly Rich Employers in Taiwan*. Duke University Press.

MacKinnon, Catharine A. 1982. "Feminism, Marxism, Method, and the State: An Agenda for Theory." *Signs: Journal of Women in Culture and Society*, 7(3), 515-544.

Robertson, Jennifer. 2018. *Robo Sapiens Japonicus: Robots, Gender, Family, and the Japanese Nation*. University of California Press.

Wright, James. 2023. *Robots Won't Save Japan: An Ethnography of Eldercare Automation*. Cornell University Press.

*The research that informs this article was generously funded by the National Science Foundation, Award # 2110838 "Dimensions of Care Giving and Eldercare Technology in an Aging Society.

池内 須摩 (いけうち すま)

(カリフォルニア大学サンタバーバラ校東アジア言語文化学部/sikeuchi@ucsb.edu)

報告

「慰安婦」問題、あなたの意見は？

結論を出す前に見ておくべき『主戦場』

映画『主戦場』とミキ・デザキ監督によるトークセッション

出口 真紀子

大嶋 徳

栗山 海陽旅

開催日: 2023 年 7 月 6 日 (木)

登壇者: ミキ・デザキ (ドキュメンタリー映画監督、Youtuber)

進行: 出口真紀子 (上智大学グローバル・コンサーン研究所)

参加者: 330 人

企画の背景と概要

『主戦場』は慰安婦問題を扱ったドキュメンタリー映画で、2018 年の釜山国際映画祭で上映され、2019 年 4 月から東京・渋谷のイメージフォーラムで公開、10 ヶ月の異例のロングランとして上映され、全国各地の 44 館でも上映された。韓国では 2019 年 7 月に全国一斉公開され、大きな反響を呼んだ。

今回は『主戦場』の上映会とミキ・デザキ監督によるトークセッションを開催した。その背景としては、デザキ監督と配給会社東風に対して、映画『主戦場』出演者の一部が、映画の上映差し止めや損害賠償などを求めた裁判の上告審決定が 2023 年 3 月 30 日になされ、原告らの訴えをすべて棄却し、デザキ監督と配給会社東風の全面勝訴が確定したことがある。改めて『主戦場』を上映し、デザキ監督にその後の心境や、海外の大学で数多く上映してきたことから海外の観客の反応などを伺えればと考えた。

当日の事前登録者数は 450 名を超え、300 人以上の来場があり、大勢の方に関心を持っていたことは主催側として大変嬉しく思っている。また、この映画はデザキ監督が上智大学グローバル・スタディーズ研究科を 2018 年に修了され、修士論文に代わるものとして制作されたという経緯からも、ホームカミングの意味合いもあり、感慨深いイベントであった。

映画上映後は、デザキ監督のトーク (ファシリテーター・出口真紀子) のあと、観客との活発な質疑応答が行われた。勝訴にあたってデザキ監督は「相手の訴えは典型的なスラップ訴訟で、勝つ自信があったとはいえ、やはり嬉しい」と安堵した心境を語った。多くの観客にとって初めて『主戦場』を観る機会となり、映画やトークへの感想は大変良好だった。これからこの映画をより多くの学生に観てもらい、慰安婦問題への理解を深め、未だに解決されていないこの問題を考え続けることを願いたい。

出口 真紀子 (でぐち まきこ)

(グローバル・コンサーン研究所、上智大学外国語学部)

感想①

映画『主戦場』は、「慰安婦」問題が単に過去の問題なのではなく「現在進行形」の問題だということを、まざまざと突き付けてきた。映画冒頭で、サバイバーである李容洙^{イ・ヨンス}ハルモニが語った「なぜ私たちが二度も殺そうとするんですか？」という問いに、私は打ちのめされるような衝撃を受けた。私は、当事者を「二度も殺そうとする」社会の問題を「解体」し、どうサバイバーの声に応答していくのかについて考える必要性に迫られたのである。

映画に出てくる街頭インタビューで、多くの日本人は「慰安婦」問題について知らなかった。私自身も「慰安婦」という用語は知りつつも、「複合的人権侵害」¹だという問題の本質を知らずに生きてきた。映画で、展開されていた否定論者のネガティブ・キャンペーンは、「慰安婦」問題を学校教育において不可視化し、「最終的かつ不可逆的」に解決された（とする）2015年の政府間合意は、「もう終わった」過去の問題であるという意識を植え付けようとしてきた。この同年に、父親に説明なく連れていかれたソウルの日本大使館前の少女像を訪れた際、私はそこから悲痛な声を聴きながらも、問題の本質を理解することはできなかった。

しかし、私はこの映画でサバイバーの生々しい「語り」に出会った。「慰安婦」にさせられた経験、「戦後」の沈黙、名乗り出後のセカンドレイプといった差別的で暴力的な「現実」(reality)。これらを清算できず、寧ろバックラッシュを強めている社会の問題と暴力性が可視化されたのである。そして、差別と暴力を作り出し、サバイバーを排除してきた社会の連続性に私がいるという「連累」の意識から、私はこの問題を私自身の問題として捉える必要性を切に感じるのである。

また、否定論者の聞くに堪えない性差別的発言、「慰安婦」問題を葬ろうとする姿勢からは、今現在を生きる性暴力被害者にも「沈黙」を強いる社会の問題が見えてくる。藤目は、「慰安婦」を不可視化する状況を「レイプされても口を閉ざしていなければもっとひどい目にあうという恐るべき実例を見せつけ、性暴力を受けたときには泣き寝入りをするのが最善の道だと教えこむ、若い世代への生きた性教育」²だと指摘する。否定論者の家父長制と性差別に裏打ちされた主張は、「慰安婦」制度の被害者だけでなく、今、そしてこれから「沈黙」させられる人を生み出しうる「生きた性教育」なのである。

本映画は、「慰安婦」問題をめぐる争点を一つ一つ取り上げることで、サバイバーの悲痛な「語り」の背景にある問題を可視化した。家父長制、植民地主義、売春パラダイム、一国主義的歴史観といった諸問題は、現在も日本社会に生き続け跳梁跋扈している。否定論者が躍起になって終わらせようとする「慰安婦」問題は、決して終わっていない現在の問題なのだ。私たちは、もうこの悲痛な「語り」が生み出されることがないように、サバイバーの「語り」に深い尊重を持ちつつ、ここから学び続ける姿勢を持ちたいと願うのである。

大嶋 徳（おおしま とく）（上智大学外国部学部学生）

¹ 吉見義明, 1995, 『従軍慰安婦』, 231 頁, 岩波書店.

² 藤目ゆき, 2022, 『「慰安婦」問題の本質——公娼制度と日本人「慰安婦」の不可視化 [電子書籍版]』, 38-39 頁, 白澤社 (Kindle 版, 2024 年 1 月 20 日取得) .

感想②

本作品は「日本政府の戦後補償責任の追求と明示」を目的に、日韓「慰安婦」問題論争の中心人物 27 名の証言を歴史文書及び映像資料と照らし合わせながら反証させることで、日本右翼主張に見られる矛盾点や非論理性について指摘していくストーリー構成となっていた。

興味深かった点は、右翼側の「証拠」への固執姿勢である。「一貫性のない証言は証拠にならない」「強制連行への日本軍関与に関する資料は残っていない」など相手の主張に証拠がないことを指摘する一方、自らは「朝日新聞が報じた吉田清治の証言は嘘である」とする証拠否定や「少女像建設の背景にはプロパガンダを目論む中国がいる」という憶測の正当化により修正主義的主張を行っていた。こうした右翼側の「被害者の尊厳回復」よりも「ナショナリストとしての威信保護」を優先する利己的態度は、被害者に寄り添った「慰安婦」問題解決を目指す上で是正されなければならない部分である。

また、「被害者視点の欠如」という点では、韓国国内にも同様の指摘ができる。作品内で読み取れた韓国国内の状況として、現代も残る家父長制が「慰安婦」被害の名乗り出を抑圧しているセカンドレイプ的状況と、当該問題への責任所在を日本政府に限定する一元的状況が挙げられる。イン・ミョンオクの母が受けた「お前はそんなところ（日本）に連れて行かれたから子どもなんて産めない」という言葉からは、強制連行被害者のみを擁護し、その他のケースで被害にあった女性には蔑視の目を向けるという韓国社会の根底に眠る家父長制意識をみることができる。戦時中の日本軍は、朝鮮半島の家父長制と既存社会システムを利用することで「慰安婦」制度を確立させた³。つまり韓国の家父長制は日本軍に利用されたのであり、韓国側が「慰安婦」問題の戦後補償責任を日本に求めることは至極当然である。しかし「慰安婦」制度に利用された自国の家父長制への反省と理解もまた、被害者の社会復帰と尊厳回復のためには必要な過程である。日韓双方が自国のナショナリズムを超えた「被害者視点」を獲得することが、「慰安婦」問題の立体的構造把握と多面的アプローチによる解決に繋がっていくのではないだろうか。

現在「慰安婦」問題の争点は、「そもそも本当に被害を受けたのか」「日本軍の関与はあったのか」という国家威信をかけた外交問題へシフトしている印象を受ける。フィリス・キム (Phyllis Kim, 1970-) ⁴も言及していたが、何故歴史の被害者であるハルモニたちが、自身の尊厳回復を求める裁判にて、過去のトラウマのフラッシュバックや証言の非一貫性を指摘する加害国側からのプレッシャーと闘わなければならないのだろうか。加熱する「慰安婦」問題の論点を、ハルモニの尊厳回復と社会復帰支援の部分に戻していく必要性に改めて気づかされた。

以上の理由から、本作品は日本政府の戦後賠償責任を明らかにすると同時に、日韓両国に欠如した「被害者視点」獲得の重要性に気づかせる革新的且つ挑戦的ドキュメンタリーであると私は考える。

栗山 海陽旅（くりやま みひろ）（上智大学総合グローバル学部学生）

³ 上野千鶴子, 2012(1998), 『ナショナリズムとジェンダー 新版』, 岩波書店.

⁴ カリフォルニア大学卒。現在は Comfort Women Action for Redress & Education(CARE)エグゼクティブディレクター兼活動家。

報告

社会を変えよう！ソーシャル・アクション・リーダーがめざす世界 映画『権力を恐れず真実を―米国下院議員 バーバラ・リーの闘い』について

三浦 まり

柳澤 幾美

開催日: 2023年11月18日 (土)

第1部: 映画上映会『権力を恐れず真実を―米国下院議員 バーバラ・リーの闘い』

解説: 柳澤幾美 (名古屋外国語大学、南山大学他非常勤講師)

第2部: パネルディスカッション&グループワーク

登壇者: 中野裕子 (津市議会議員)

なめかわ友理 (水戸市議会議員)

濱田真里 (Stand by Women代表)

司会: 町田彩夏 (パリテ・アカデミー シニア・トレーナー)

参加者: 27人

2023年11月18日にグローバル・コンサーン研究所と一般社団法人パリテ・アカデミーが共催で、対話イベント「社会を変えよう！ソーシャル・アクション・リーダーがめざす世界」を開催した(助成: ソーシャル・ジャスティス基金)。参加者は第一部で見たバーバラ・リーの闘いぶりに勇気を得て、さらにパネル・ディスカッションを通じて、地方議員やアクティビストによる日本社会での活動実践についても知見を深めた。グループワークでは、登壇者にも交じってもらい、アクション・リーダーとして社会を変える意義や方法について議論した。全体的に大学生など若い人の参加が多く、お互いの活動からエンパワーされる機会となった。

以下では、当日映画の解説を行った 柳澤幾美さんより、本映画の意義について語っていただく。

三浦 まり (みうら まり)

(グローバル・コンサーン研究所・上智大学法学部)

『権力を恐れず真実を—米国下院議員 バーバラ・リーの闘い』は、現役の米国連邦下院議員バーバラ・リー（カリフォルニア州選出・民主党）が社会正義のために闘う姿を追ったドキュメンタリー映画である。

2001年9月11日同時多発テロ直後、武力行使権限を大統領に一任する「武力行使承認決議（AUMF）」案に、連邦議会ですら1人、下院議員のバーバラ・リーが反対票を投じた。米国内がテロへの報復一色に染まる中、リー議員はあえて武力行使の抑制を求め、大統領権限の際限なき拡大に断固として反対したのである。その直後から、殺害予告を含め、リー議員に対する脅迫電話が鳴り続けたという。しかし次第に彼女に賛同する人々が増えていき、映画では多くの有名人たちも彼女を支持する様子が描かれている。その後リー議員は毎年その決議を撤回する法案を提出、2019年に下院では大統領の権限は撤回された。しかし、上院ではいまだに撤回されておらず、現在でもこのAUMFは有効のままである。

映画では、リー議員の生い立ち、議員になった経緯も紹介される。リーは1946年7月、人種隔離政策があったテキサス州エルパソに生まれ、その後人種隔離のないカリフォルニア州に移住した。10代で結婚、2人の息子を産んだ後離婚、再婚するもDV被害に遭い、再度離婚を経験した。シングルマザーとして2人の子どもを育てながら、政府の援助を受け、ミルズ大学（心理学学士）、カリフォルニア大学バークレイ校（ソーシャルワーク修士）に学んだ。彼女が政治活動に興味を持つようになったのは、ミルズ大学在学中、アフリカ系女性として初めて大統領選挙に出馬したシャーリー・チザムの選挙活動を手伝ったときである。その後ロン・デルムス連邦下院議員のインターンになり、カリフォルニア州下院、上院議員を経て、ロン・デルムスの後釜として連邦下院議員となり、現在に至っている。

映画で紹介されているリー議員の政治活動は、人種差別、貧困、住宅、教育、移民、麻薬問題など、多岐に渡っている。地元選挙区だけではなく、他の選挙区にも足を運び、貧困クラスの人々の声にも耳を傾ける。日本の観客がおそらく最も戸惑うのは、マリファナの合法化の問題であろう。1980年代レーガン政権下で「麻薬との戦争」政策のもと、黒人の間で出回っている固形麻薬の使用が厳罰化され、特に黒人居住区が頻繁に麻薬取締捜査の対象となった。いわゆる「レイシャル・プロファイリング（特定の人種に絞って捜査の対象となること）」である。それは黒人の大量収監へと繋がっていた。そのような状況の中、リー議員は州法でのマリファナの合法化とマリファナ関連ビジネスへの黒人たちの公平な参入に取り組んだのである。ちなみに米国では現在、24州（医療目的では38州）でマリファナは合法化されている。

エイズ対策では、アフリカ諸国も視野に入れたグローバルな視点による問題解決に取り組んだ。そのためには共和党のブッシュ大統領(当時)とも手を組むなど、党派を越え、さまざまな分断を乗り越えてグローバルな社会正義を実現するために活動している。彼女は、地球規模で考えながら地域社会に根差した活動ができる「グローカル」な視点と、人種・ジェンダー・階級など複合的な権力関係が絡んだ問題を提起できる「インターセクショナル」な視点を合わせ持つ稀有な政治家である。また、リー議員は、若い世代の人々と共に公民権運動の聖地を訪れるなど、次世代の政治家を育てることに熱心である。

私は同時多発テロ直後のAUMFにリー議員が唯一反対票を投じたことに非常に感銘を受け

た。2020 年末に、リー議員のドキュメンタリー映画が制作されたことを知り、日本でも上映したいと日本語字幕版の制作に奔走した。その結果、本映画は、2022 年 9 月、あいち国際女性映画祭で上映され、230 名の来場者があり、大きな反響を呼んだ。その後も各地での上映が続いている。

リー議員の政治活動は、今回のイベント参加者のとりわけ若い女性たちからは大いに共感を呼んだようである。上映後のパネルディスカッションでは、登壇した現役の議員から、自分がやってきたことに自信を持つことができたなど、自らの政治活動を振り返るきっかけになったことが示された。その後のワークショップでは、例えばそれぞれの参加者たちが、身近なことで自分が何かを変えた経験について話す機会が与えられた。映画の中では、リー議員が現地のハイスクールでチアリーダーになった経緯が語られている。当時は白人の女子学生しかチアリーダーになれなかったが、黒人地位向上協会（NAACP）の助けも借り、学生投票によって彼女がチアリーダーの座を見事獲得したことが描かれ、それが人生初の選挙勝利だとしている。今回の参加者たちにとっても、「個人的なことは政治的なことである」ことを認識する良い機会になったのではないだろうか。

柳澤 幾美（やなぎさわ いくみ）
（名古屋外国語大学、南山大学他非常勤講師）

＼社会を変えよう！／

**ソーシャル・アクション
・リーダーがめざす世界**

2023.11.18 (土)
13:00-17:15

第1部 映画上映会 (1h45h)
権力を恐れず真実を
—米国下院議員バーバラ・リーの闘い—

アメリカ合衆国の連邦議会下院議員、
バーバラ・リーの社会正義を求める闘いを追った
ドキュメンタリーを、日本語字幕監修の中野大学講師
岡田泰弘さんの解説のもと鑑賞します。

あらすじ
ブラックパンサー党でのボランティアからキャリア
を開始。米議会で2001年の同時多発テロに対する
武力行使決議に唯一反対し、一躍有名になった民主
党連邦下院議員、バーバラ・リー。本作では長年民
主主義的な政治活動を先導する氏に焦点を当てる。



©ギンズバーグ監督提供



第2部 パネルディスカッション
& グループワーク (2h15h)

登壇者



中野裕子
津市議会議員



なめかわ友理
水戸市議会議員



湊田真里
Stand by Women代表

今の社会があるのは、
先人たちがアクションを起こし変えてきたから。
でもまだまだ十分ではありません。

この講座では、社会を動かすアクションを
起こしてきたリーダーから学び、
ジェンダー平等・平和など
社会正義を追求するために、
どうやって社会を変えていくのか、
その方法についてみんなで話しあいます。

司会  町田彩夏
パリテ・アカデミー
シニア・トレーナー

上智大学
6号館
302号

参加費無料
定員40名
対象女性

ご応募は
こちらから！
(先着順)



問合せ：parityacademy.event@gmail.com 申込期間：10月10日～11月15日＊プログラムは変更することがあります

報告

シネマ哲学カフェ緊急特別企画

パレスチナ占領を知る、そして考える

土井敏邦監督『沈黙を破る』上映会＋ダイアログ

是恒 香琳

永井 玲衣

開催日：2023 年 11 月 23 日（木）

進行：中野晃一（上智大学グローバル・コンサーン研究所）

是恒香琳

永井玲衣

参加者：135 人

企画の背景と概要

日々深刻化するガザ情勢を受け、パレスチナ占領がどのようにつづいてきたのかを知り、人びとと共に考える場を持つため、上智大学グローバル・コンサーン研究所の中野晃一所員とともに本企画を行った。

人びとと集い、考える場を持つためには、現在何が起きており、そして何が起きてきたのか、そこにどんな構造があるのかを見出し、学ぶ必要性があることを感じ、上映会も合わせて行うこととなった。映画は『沈黙を破る』（土井敏邦監督、2009 年、配給：シグロ）とし、長編ドキュメンタリー映像シリーズ「届かぬ声ーパレスチナの占領と民衆ー」4 部作の第 4 部に当たる作品を上映した。2004 年 6 月、イスラエルの元将兵だった青年たちによる『沈黙を破る』と名づけられた写真展は、「世界一道德的」な軍隊として占領地に送られた元兵士たちが、自らの加害行為を告白するものであった。占領地で絶対的な権力を手にし、次第に人間性や倫理、道徳心を失っていった若者たち。かれらは、自らの人間性の回復を求めつつ、占領によって病んでいく祖国イスラエルの蘇生へと考えを深め、インタビューに応じることになる。監督は、ジャーナリストとして 20 数年にわたりパレスチナ・イスラエルを取材してきた土井敏邦氏である。

本作を通し、イスラエル軍による「占領という構造的な暴力」の実態がいかなるものであり、どのような文脈をもって、現在の情勢につながっているのかを知る契機となればと考え、土井監督の同意を得て、自主上映の運びとなった。

また、集まった人びとと共に対話を通して、現在を描く言葉を探していくこと、そして共に生きていくことを手放さないように考えることを試みる機会を設けた。その際、運営側からグラウンドルールを設けた。映画の上映は 2 時間以上と長丁場ではあったが、その後休憩をはさんだあと、30 分のダイアログの時間とした。

映画の上映

映画『沈黙を破る』は、2000 年から 7 年にわたって撮りためられてきた映像が元になってい

る。占領されているパレスチナ人側の視点と、占領をしている立場にある元イスラエル兵士たちの証言によって構成されており、「占領」の実態がより立体的に重層的に描き出されている。

2009年公開の映画ではあるが、映像が撮られた2000年代は現在起きている事態を考えるうえで、振り返るべき重要な時期だと思われる。和平交渉の期限が2000年に切れたことで、打開の糸口がまったく見えなくなった。こうした状況から、これまでのような民衆中心の抵抗運動ではなく、武装組織が中心となった第二次インティファダが起こった。パレスチナ人による自爆事件とイスラエルによる軍事攻撃が繰り返される一方、2002年から巨大な分離壁の建設がはじまった。2005年にイスラエルはガザ内部から入植者と軍を撤退させたが、代わりに厳しい包囲と封鎖をはじめた。イスラエルによって人や物資の出入りが制限され、定期的に軍事攻撃と破壊が繰り返されるなかで、ガザの人々は人工的な経済停滞と深刻な生活苦のなかに置かれ続けた。世界はそれを黙殺し、現在に至るまで放置してきたのである。

映画で証言する元イスラエル兵士たちは、NGO「沈黙を破る」(Breaking The Silence)のメンバーだ。ヨルダン川西岸の街ヘブロンでの兵役の体験を、2004年に写真展で告白し、イスラエル国内で大きな反響を呼んだ。彼らは無辜のパレスチナ住民に対する占領者としての仕打ちを証言すると同時に、個人のみならずイスラエル社会が、占領を行うことによって道徳的に崩壊させられていると分析する。創設者で代表の元イスラエル軍将校ユダ・シャウルは、映画のなかで「自分たちが抱える問題はイスラエル軍に限らない、世界のあらゆる侵略軍、占領軍が抱える普遍的な問題だ」と語る。この言葉のとおり、本作品は、かつて侵略を行い占領者であった日本の過去と未来をも問いたすものである。

土井敏邦監督は、1985年からイスラエル・パレスチナを取材しており、1993年にビデオジャーナリストとしての活動をはじめた。学生時代に出会ったテーマのひとつがパレスチナ・イスラエル問題だったが、出会ったもうひとつのテーマがヒロシマと被爆者だった。被爆者の富永初子さんとの出会いによって、韓国人被爆者を追いはじめた監督は、ドクターストップで韓国に渡れなかった富永さんに代わり旧日本軍による戦時性暴力被害者たちが共同で生活する「ナヌムの家」を訪ね映像を撮ることになり、自国の加害の歴史と向き合い続けてきた。イスラエル・パレスチナ問題と日本の加害の歴史、この二つのテーマに接点を与えたのが「沈黙を破る」の元イスラエル軍将校たちの証言だったという。監督のこうした問題意識が、映画『沈黙を破る』には生かされており、日本社会を生きる人々がパレスチナ・イスラエル問題と向き合う際の一つの道しるべになるのではないだろうか。

注記) 本企画の翌日、土井敏邦監督はWEBコラム「広河隆一氏への公開書簡」を公開した。フォトジャーナリストとして長年活動してきた広河氏に対し、2018年、複数の被害者から性暴力が証言され問題となったが、同コラムにより企画メンバーははじめて、土井監督が広河氏の性暴力と彼の実績を切り離すべきだと考えていることを知った。私たちは広河氏の実績は性暴力を生み出したシステムの一つとして切り離すことができないと考えており、土井監督にメッセージを送った。

ダイアログ

上映会の後、休憩をはさみダイアログの時間となった。数十人は会場を出たものの、多くの人
が残り、近くに座る人と小さなグループをつくってもらった。

グループの数が多いため、運営側それぞれが個別にファシリテーションに入ることはなかつ
たが、最初に運営側からスライドを用い、ダイアログのグラウンドルールを伝えた。

1. 互いの話をよくきくこと
2. 自分にも誰かにも無理をさせない場をつくること
3. 一緒に考えること

何がダイアログをダイアログたらしめるかということは議論があるが、その集まりがダイア
ログであろうとするために、ルールが設けられるということが一つの条件ではないだろうか。

ダイアログとは「話し合い」と言い換えられることが多いが、「ききあうこと」がまずは重視
されねばならない。とりわけ、それぞれがどのような感想や考えを持っているのかを丁寧に聞
き取っていくために「1. 互いの話をよくきくこと」をもうけた。また「2. 自分にも誰かにも無
理をさせない場をつくること」というのは、場のセーフティを誰かがつくるのではなく、互い
につくろうとしてみることを、それ自体を試みてみることをルールに盛り込んだ。これは、今回
の映画にあるような、イスラエル兵たちが自らの加害に向き合った写真展で、ひとびとが緊張
感を保ちつつも、決して誰かを攻撃したり、排除したりしないように気を払っている様子にも
通じる場のあり方である。最後に「3. 一緒に考えること」というのは、前半で学びの場、ある
いは他者の声をきく場を設定しつつも、互いに映画を見たひとりの人間として、どのようなこ
とをいま考えているかを交換しあってもらうために設けた。専門知を持っているひとが、持つ
ていないひとに「教えてあげる」という構図ではなく、互いに学び合い、考え合うという場を、
ここでひらけるように気をつけた。

ダイアログのテーマは設けず、自由設定としたが、「この映画を見てどういま感じているのか」
「現状をどう捉えているのか」「加害と向き合うとはどういうことか」など、いくつかテーマの
提案を運営側から行った。ダイアログが始まると、自然に人びとは自己紹介などをはじめ（英
語話者は、英語話者のグループをつくってもらい、英語で行った）互いに言葉をゆっくりと交
わしていった。運営スタッフは、誰かにとって「無理をさせる場」になっていないかを気をつ
けながら見回りを行ったが、どのグループもなごやかに場をつくっていた。

会の終了後「ダイアログがあったからよかった」「話せるひとがいない中、ここで言葉を探
することができてよかった」などの感想をもらった。

是恒 香琳（これつね かりん）（ライター）

永井 玲衣（ながい れい）（おずおずダイアログ）

報告

第3回入門 人道支援の国際基準から学ぶ

災害時の性暴力を考える

今だから、私たちが知っておきたい性暴力の防止と対応

岡本 菜穂子

開催日: 2023 年 12 月 3 日 (日)

登壇者: 尾立素子 (ADRA Japan)

福田紀子 (イエズス会社会司牧センター「旅路の里」)

進行: 岡本菜穂子 (グローバル・コンサーン研究所)

参加者: 18 名

はじめに

上智大学グローバル・コンサーン研究所は、災害時の人道支援を考えるきっかけとして、2022 年度から人道支援の国際基準であるスフィア基準を用いたスフィアプロジェクトをテーマとする企画を行なってきました。これまで紛争地や災害地での人道支援の活動において国際的な共通理解の基盤として普及してきたスフィア基準からスフィアの「人道支援の必須基準 (Core Humanitarian Standard/CHS)」9 つの柱を誰もが知る指針について、国内外で発生する紛争や災害現場で活動する支援者として考える機会を設けてきました。

2018 年の #MeToo 運動発端により世界各地で多くの性暴力加害者が辞任や解雇に追い込まれたことは記憶に新しいですが、性暴力やセクシュアル・ハラスメントの被害を受けても黙っていた被害者たちがそれまで沈黙していた被害の経験を #MeToo をつけて次々ネット上に書き込み、集団的に声を出し始めた結果、性暴力・セクシュアル・ハラスメントがどれだけ社会に蔓延しているのかを気づかせてくれるきっかけになりました。日本においてもジャニーズ事務所の性加害事件をはじめ、政界人や芸能人による性暴力が #MeToo 以来、被害者の勇気とそれを支持する声によってマスコミを動かすなど、いままで声にならなかった被害の状況が次第に見え始めています。

しかしながら、日本では災害という非常事態において、阪神大震災や東日本大震災、熊本地震等で性暴力やセクシュアル・ハラスメントが起きても事件として報告されてきませんでした。その背景に「加害者も災害の被災者だから」という暴力の黙認を被害者に強いる風潮が強くなりました。

日本をはじめとする世界各地で認識された性暴力とセクシュアル・ハラスメントについて、特に災害被災地で起こる性的搾取と虐待に着目し国内外の被災現場で起こる、支援者から支援される人への性的搾取・虐待、そして支援する人の間で起こる性的ハラスメントを予防し被害者を保護するために、私たちは国際基準「PSEAH: Protection from Sexual Exploitation, Abuse and

Harassment」(性的搾取・虐待・ハラスメントからの保護)について学ぶ必要があると考え、2023年度はセミナー国際基準「PSEAH」を企画しました。

なお、国内外の被災地においては、支援者から支援される人への性暴力に限らず、被災した地域・家庭における性暴力についても防止をすることが重要になっておりますので、そうした課題についても、本セミナーではグループ討議などにおいて考える機会をもちました。

本セミナーは、災害時の支援活動の中で起こる性暴力をなくすための「PSEAH」について学び、誰もが安心して、尊厳をもって生きることのできるコミュニティを「いつも」つくるために必要なことを参加者が考える機会として開催しました。

尾立素子さんセミナー資料

登壇者尾立素子氏より、第1部は性的搾取虐待ハラスメントからの保護(PSEAH)とは(スライド6)、PSEAHが重視されるようになった経緯(スライド8)、日本政府のPSEAHの取り組み(スライド9)が紹介された。続いて、国内外のPSEAHの事例紹介(スライド12,13,14,15)後、PSEAHの起こる原因、その防止と対応について事例のグループワークを通して参加者同士の意見交換が行われた(スライド16,17,18,19)。

第2部は性的搾取・虐待・ハラスメントを受けた(SEAH)の方々を支えるにあたっての支援を考えるきっかけの動画が紹介され(スライド2)、参加者がどのように性被害にあった人を支えていくかの意見を出し合い、被害者をどうサポートするか、参加者同士で検討した(スライド25,26,27,28,29,31)。

スライド1

上智大学グローバルコンサーン研究所 主催

「災害時の性暴力を考える 今だから、私たちが知っておきたい性暴力の防止と対応」
(PSEAH : Protection from Sexual Exploitation, Abuse and Harassment)



2023年12月3日(日) 13:00~16:00
ADRA Japan 尾立素子

スライド2

自己紹介

はじめまして！ ～自己紹介♪～

2

スライド3

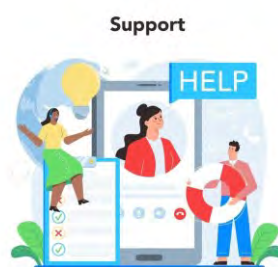
始める前に

あなたは一人ではありません…

この研修は人道支援現場で起こりうる性的不正行為について扱います。

そのため、つらい気持ちになるかもしれません。もしも、つらくなった場合に、ご無理をなさらずに退出いただいで大丈夫でございます。

気持ちが落ち着かず、誰かに相談したいと思った場合は、相談機関(参考資料1参照)にご連絡いただくこともできます。



3

スライド4

研修内容

1. 性的搾取虐待ハラスメントからの保護（PSEAH）とは
2. PSEAHが重視されるようになった経緯
3. 性的搾取虐待（SEAH）の事例（日本&海外）
4. SEAHが起こる原因は？ 防止と対応について：グループ・ワーク
5. SEAHの被害者の方々を支えるにあたって：グループ・ワーク
6. まとめ・質疑応答

4

スライド5



国連・NGOが提供する支援は無償です。

支援者が支援と引き換えに性的行為を求めたら、通報してください。

支援者は被災者の尊厳を守り敬意を払って支援に従事する義務があります。

支援者が不適切な行為を行った場合に、被災者は安全に通報することができます。

ポスター資料のリンク：UNHCR (2021)
<https://data2.unhcr.org/fr/documents/download/84028>

Reporting abuses in humanitarian aid will not affect your access to services.
 To report, call the national helpline numbers hosted by Aboad: 03882595 | 81696575

Protection from Sexual Exploitation and Abuse
 Lebanon PSEA Network

スライド6

1.性的搾取・虐待・ハラスメントからの保護（PSEAH）とは

【PSEAHとは何か】

国際人道開発支援の分野において、組織の職員や関係者による性的搾取・虐待、ハラスメントから、人々を守るために講じられた対策を指して用いられます

【SEAHの定義】

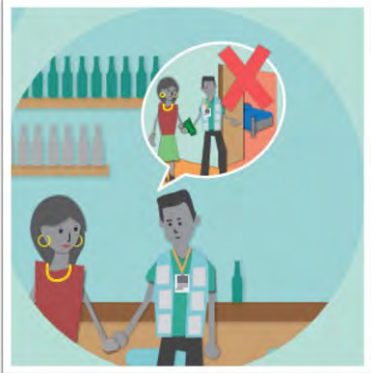
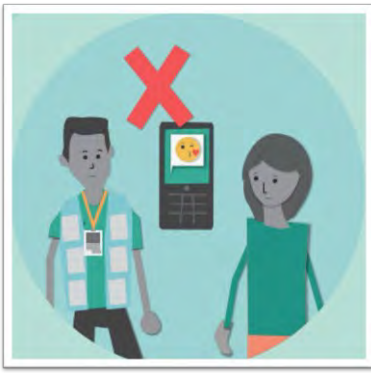
性的虐待とは開発人道支援者から受益者・地域住民などの対する性的な身体への危害（もしくは脅し）を指します。

性的搾取は開発人道支援者から受益者・地域住民などに対して、支援物資・金銭・食べ物・仕事などを引き換えに性的見返りを求めるものです。

性的ハラスメントは職場において性的な発言・行為により相手を不快にさせる行為です。直接に特定の人への行為がなくとも、職場の雰囲気を変えて不快にするといったことも該当します。

スライド7

PSEAH (性的搾取・虐待・ハラスメントからの保護)
国際人道開発支援の分野において、組織の職員や関係者による性的搾取・虐待、ハラスメントから、人々を守るために講じられた対策を指して用いられます

ETHIOPIA PSEA NETWORK

You can report concern or suspicion of harm or abuse

- If you feel unsafe or wish to report a concern, please report to the Ethiopia PSEA Network.
- Reporting will not prevent you from receiving assistance




To report concerns:

Agency _____

Reporter name _____

Phone number _____

Email _____

Date _____

スライド8

2. PSEAHが重視されるようになった経緯

Aid workers in food for child sex scandal

Aid workers for more than 40 agencies in west Africa have been involved in extensive sexual exploitation of refugee children, offering food rations in return for favours, a disturbing report compiled by leading aid agencies has found.

Children interviewed by the UNHCR and Save the Children in refugee camps in Liberia, Guinea and Sierra Leone for the report accuse not just aid workers of sexual abuse, but claim they have also been exploited by UN peacekeepers and community leaders.

The internal report - commissioned by the agencies in response to concern over numerous reports of child abuse by aid workers - says that in all three countries the workers used "the very humanitarian aid and services intended to benefit the refugee population as a tool of exploitation".

Guardian(2002)
<https://www.theguardian.com/society/2002/feb/27/voluntarysector>

2002年に西アフリカの難民・避難民など脆弱な児童が性的搾取・虐待の被害に遭った。この事案の後、人道支援機関は、PSEAに取り組むようになる。

Tuesday, 26 February, 2002, 22:33 GMT

Child refugee sex scandal

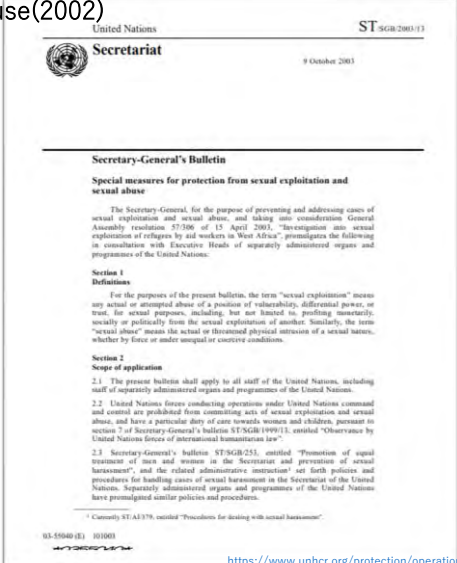



Children are among the most vulnerable

BBC(2002)
<http://news.bbc.co.uk/2/hi/africa/1842512.stm>

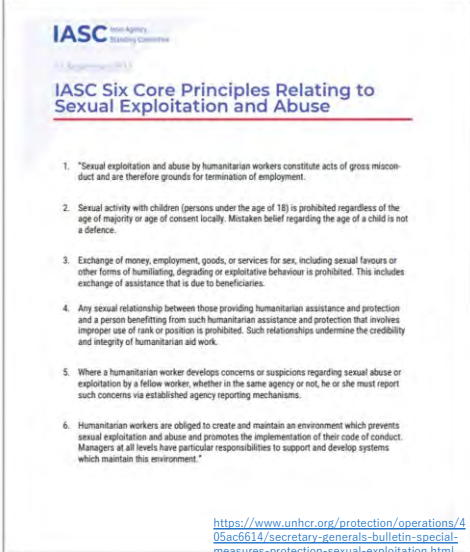
スライド9

国連事務総長告示 (2003)
Abuse(2002)



<https://www.unhcr.org/protection/operations/405ac6614/secretary-generals-bulletin-special-measures-protection-sexual-exploitation.html>

IASC Six Core Principles
Relating to Sexual Exploitation and



<https://www.unhcr.org/protection/operations/405ac6614/secretary-generals-bulletin-special-measures-protection-sexual-exploitation.html>

スライド10

2018年: 英NGO職員によるハイチでの性的搾取事案



Guardian 2018. <https://www.theguardian.com/world/2018/jun/15/timeline-oxfam-sexual-exploitation-scandal-in-haiti>

2018年: 10月18日に世界セーフガーディングサミット開催



Guardian(2018) <https://www.theguardian.com/global-development/2018/oct/18/penny-mordaunt-confronted-on-stage-by-protester-over-failings-on-aid-sex-abuse>

スライド 11

日本政府のPSEAHへの取り組み

国際援助分野における性的搾取・虐待及びセクシャルハラスメント対策のための
ドナー・コミットメント

はじめに

性的搾取・虐待及びセクシャルハラスメント¹は、社会及びジェンダーに関連する不平等に結びついた力の不均衡に起因することが多い。これらの行為は、人権の侵害又は蹂躪に相当し得、社会の中の最も脆弱な構成員がしばしば標的になる。人道的に問題がある状況又は脆弱で紛争の影響下にあるような状況において、力の不均衡が特に深刻になり、避難民には頼れる手段が無い。このリスクは更に高まる。このような状況の下では、女性、子ども、障がい者が最も脆弱な立場に置かれる恐れがある。

いかなる性的搾取・虐待及びセクシャルハラスメントも容認され得ない。我々が資金を提供する事業の受益者、被雇用者、同僚又は救護隊員のいずれであるかを問わず、我々は「ゼロトレランス（不寛容）」のアプローチを取る。すなわち、各組織の合意された手続に従ってあらゆる申立てに対処するアプローチである。我々のパートナーも同様のアプローチを取ることが期待される。

我々は、援助分野のあらゆる関係者の高潔性と可能な限り高い行動規範を促進するべく、文化、価値観、事業計画及び説明責任に関して必要な変化を実現していくことを決意する。すなわち、我々は、別途の記載のない限り、このコミットメントは我々に対して適用されるとともに、我々から資金提供を受けているパートナーに対しても適用されるものとする。

MoFA <https://www.mofa.go.jp/mofaj/gaiiko/oda/files/000488695.pdf>

性的搾取・虐待及びセクシャルハラスメント（SEAH）撲滅に関する取組み

昨今、国際的な潮流ともなっているSEAH撲滅のため、JICAはゼロ・トレランスの姿勢で、対応の強化を進めています。上記掲載の「独立行政法人国際協力機構関係者の倫理等ガイドライン」にも、性的搾取・虐待及びセクシャルハラスメント（SEAH）に係る禁止事項等が記載されています。

● 性的搾取・虐待及びセクシャルハラスメントの撲滅に向けて（理事長メッセージ）

JICAは、JICA事業を実施する中で発生したSEAH及び各種ハラスメント事案への早期対応のため、被害を受けた方又は被害を見聞きした方からの通報・相談を受け付けています。情報は、以下のアドレス宛にEメールでお寄せください。その際、関連事業の名称（不明であれば事業内容）と、問題となる行為の具体的な情報（SWIH）を含めてください。情報の漏れを防ぐため、受付用紙を用意しております。よろしければご利用ください。

● 受付用紙（PDF/107KB）²、（Word/23KB）³

・外部向けSEAH事案等相談窓口（メール）：report_misconduct@jica.go.jp

お寄せいただいた情報は、事実確認、事案対応及び再発防止に必要な範囲に限って活用し、これらの目的外の利用はいたしません。また、原則として外部への開示はいたしません。事実確認及び事案対応のために第三者への情報開示が必要となる場合は、被害者の同意を得た上で、対応いたします。匿名による通報も受け付けますが、被害者又は加害者が特定できない場合は、事実確認や事案対応が困難となる可能性があります。

JICA https://www.jica.go.jp/about/corp_gov/compliance.html

2019年11月にJICA理事長がPSEAHに取り組むこと
の意思を表明し、2020年に倫理ガイドラインでPSEAが
含まれるようになった。2022年よりNGO連携無償支援、
Japan Platformなどの助成金においてもPSEAHを
行うよう求められるようになっている。

11

スライド 12

3. SEAHの事例（日本&海外）



WHO・他 NGOの医者・職員
による73人の現地女性の性的
搾取被害の事実が明らかにな
った。2018-2020エボラ対
応事業においての出来事であ
った。

DW, WHO report finds 80 alleged
abuse cases in DRC Ebola
mission, 09/28/2021,
[https://www.dw.com/en/who-finds-80-
alleged-sexual-abuse-cases-during-
ebola-work-in-democratic-republic-of-
congo/a-59338187](https://www.dw.com/en/who-finds-80-alleged-sexual-abuse-cases-during-ebola-work-in-democratic-republic-of-congo/a-59338187)

12

スライド 13

日本の災害支援現場での性的搾取虐待、セクシャルハラスメント

東日本大震災2011年3月：対価型の性暴力：

・夫が震災で死亡し、娘と避難する女性に避難所のリーダーが「大変だね。タオルや食べ物をあげるから夜、〇〇に来て」と性行為を強要した。

対価型の暴力

支援と引き換えに、性行為などを求める

環境不整備の状況での暴力

夜に布団に入ってくる

盗み撮り

子どもへのわいせつ行為

(女性は「嫌がったらここにいらなくなる。娘に被害が及ぶかもしれない」と応じざるを得なかった)

・津波で家族が行方不明になった20代女性に、避難所で物資の搬入や仕分けに関わっていたリーダー格の男性が、支援物資を融通することをほのめかして性的関係を強要した。泉谷,2021,避難所で性行為を強要、DVが悪化…被災地であった女性への暴力その後【東日本大震災】

ハラスメント事例：被災地支援にあたっている男性職員が同僚の女性職員に、車で一緒に移動している際に、あからさまな性表現を含む言葉でのハラスメントをはたらいた。

(20代女性)

参照：東日本大震災女性支援ネットワーク,2015,「東日本大震災『災害・復興時における女性と子どもへの暴力』に関する調査報告書」

<http://risetotogether.jp/wp-content/uploads/2015/12/bouryokuchosa4.pdf>

13

スライド 14

日本の災害支援現場での性的搾取、セクシャルハラスメント

障害者、LGBTQ+の人たち、子どもたちが被害にあうことが多い。

【2016年4月：熊本地震：子どもの性被害】

熊本県内の指定避難所。家族から離れた場所で寝ていた10代少女の布団にボランティアの少年が潜り込んだ。少女は服を脱がされ、体が固まった。助けを求める声を出せず、恐怖と痛みに耐え続けた。

(「娘の傷は一生消えない」避難所での性被害の闇 把握10件、相談できず潜在化も」西日本新聞 2018)

【障害を持つ女性が抱える複合的困難と性被害】

・避難生活のなかで性暴力がおこるおそれがあり、とくに障害をもつ女性は暴力から逃れるのが困難なことがある。性暴力の防止対策、被害があった場合の相談・支援体制を用意する。

・着替え・トイレ・入浴は、女性による支援の徹底が必要。

DPI女性障害者ネットワーク(2011) あなたのまわりにこんな方がいたら https://www8.cao.go.jp/shougai/suishin/kaikaku/s_kaigi/k_32/pdf/s1-12.Pdf

【LGBTQ+の方々の性被害も不可視化しやすい】

・性被害に遭って、相談した弁護士から傷つく言葉を言われた。(東京新聞(2023))

性暴力被害者は「女性」だけじゃない…LGBTQへの無理解が2次被害を生む <https://www.tokyo-np.co.jp/article/257339>

・LGBTなど性的少数者の約38%が、レイプやセクハラなどの性被害経験を持つ (東京新聞 (2021))

<https://www.tokyo-np.co.jp/article/76934> (日本の人口の13人に一人がLGBT 7.6%)

14

スライド 15

・日本に入国したウクライナ避難民について客の接待を伴うキャバクラや風俗店などで働くことはできないが、そういった店で働く避難民の女性がいたことが問題となっている。搾取・人身売買の危険があり注意が必要。

読売新聞(2022) [ウクライナ避難民の女性3人、接待伴う飲食店勤務で注意喚起…法相「支援に努めていく」](#)

・外国人技術研修生はセクハラ被害（お尻を工事現場で触られたり、性的なことを言われる）にあっても相談先を知らなかったり、受け入れ企業が弁解して逃れようとする。

[NHK（2021）届かないSOS 外国人労働者への性暴力【vol.119】](#)

・ジェンダーの規範

・障害や言葉の難しさから支援を求められない

・外国人・避難民であり弱い立場にある

・LGBTの人たちが性的暴力の被害にあっても支援を求めにくいことがある

[性暴力被害者支援看護師（SANE＝Sexual Assault Nurse Examiner）の長江美代子さん](#)

★「災害でストレスがかかり、弱い者に支配欲を向ける。普段からその傾向がある人は拍車がかかる。中高年女性なら恥ずかしくて言わないだろう、子どもが言っても信用されないだろうと、見過ごされる状況を知った上で加害に及ぶ」と話す。

★「災害時にそんなことをするはずがない、という社会の認識がある」とも指摘。実際に1995年の阪神大震災時には、被害を訴える声に「デマだ」といった批判が起き、長らく被害が語られなかったという。

[東京新聞\(2023\) 災害時の性暴力を防ぐために 困窮女性や子どもが狙われる「対価型」 避難所は女性リーダーが不可欠です](#)

スライド 16

4. SEAH(性的搾取虐待ハラスメント)が起こる原因は？ 防止と対応について:グループ演習

グループワーク 40分

・事例1. 事例2 を読んでください

・それぞれの事例について5個の質問に答えてください

発表・意見交換 20分

スライド 17

【証言1：美穂】

数年前に離婚し小学1年生の娘と暮らす女性、美穂。半年前に西日本を襲った大地震の後は仮設住宅で暮らしています。元夫からの養育費の支払いも震災後に途絶え、生活に困っています。パートで勤務していたスーパーが不景気のため閉店し、仕事もなくなりました。

職探しは難航しています。ある日、仮設住宅の管理を行うNGOの男性職員から、事務を補佐する人を募集しているといわれました。

・その男性は仕事の話をしに、あなたの家に行ってきました。そしてあなたの手を握り、今度食事をしようと言いました。あなたは断りましたが、その後も数回その男性からメールや電話がありました。

・そのうち勝手にまた家に来るのではないかと心配になり、地域支え合いセンターに相談することになりました。仕事はなくてもいいので、とにかく、自分と娘を守りたいと思いました

あなたの証言	地域支え合いセンターの受付であなたは緊張しています。
センターでは、普段からあなたが信頼し相談をしている女性の支援相談員Aさんが面接室で待っていました。あなたは、NGOの男性が何度も連絡してくることに、いつか家に勝手に入ってくるのではないかと、怖くてしょうがないことを伝えました。	Aさんは「それ大変でしたね。美穂さん、そのNGOの男性にメールや電話をやめて欲しいと伝えましたか？」と聞きました。 あなたは怖くて、そんなことできないと伝えました。
	Aさんは「私達から男性に連絡をやめるよう伝えましょうか？その男性といつも仕事をしている相談員Bさんなら、注意できますよ」と言います。 あなたは、男性からの逆恨みが怖いので、できれば他の仮設へ引っ越したいと伝えました。
	するとAさんは、「そこまで心配しなくて大丈夫。あのNGOには親切な人達が多いし、きちんと伝えればやめてくれますよ。私たちから伝えますから、心配しないでくださいね。」といいました。 それでもあなたは心配です。

質問

- 1.この事案について、NGOの職員の男性の行動はどういった行為に該当しますか？
2. あなたが美穂さんだったら、どのように感じますか？
3. Aさんの対応は適切ですか？もしくは改善の余地がありますか？
4. 上記について、あなたの回答の理由を教えてくださいいただけますか？
5. こういった事態にならないためには、どんな対策がなされるとよいと思いますか？

17

スライド 18

【証言2：シンジ】

昨年の東日本豪雨で、父を亡くし、母親と暮らす小学3年生の男児です。学校の後には、母親が帰ってくるまで、NGOが運営する子ども放課後教室で宿題をすませ、近所の太郎君とゲームをしてから17時頃に家に帰ります。

あなたは、太郎君が、子ども放課後教室の男性職員A先生からわいせつな行為を受けていることを知っています。なぜなら、その職員は太郎君がトイレに行くときに一緒に同行して、30分くらい教室に戻らないことがあったからです。あなたは変だと思ったので、トイレに様子を見に行き、職員と太郎君が同じトイレの個室に入っていたことを知りました。

あなたは、心配で仕方なく、太郎君が戻ってきてから、なぜA先生と一緒にトイレにいたのか聞きました。

「太郎君、トイレでA先生と何していたの？」と聞きます。 太郎君は「先生からズボンとパンツを脱いでと言われて脱いだの」といいました。 あなたは「なんで脱いだの？」と聞きました。	太郎君は「先生に言われたから脱いだだけ。怒られたら怖いから」と言いました。 あなたは、続けて「脱いたら先生はどうしたの？」と聞きました。 太郎君は「先生は、触って喜んでたみたい」と言いました。その後で「シンジ君、このことは内緒にしてください」と付け加えました。	太郎君は、少し怖がっているようだったので、とても心配になりました。 太郎君も、お父さんがいません。お母さんが仕事から帰るまで、いつも太郎君と一緒に、放課後教室にいます。太郎君のことを弟のように感じています。 だから、余計に心配になりました。	その翌日に、あなたは、学校の保健の時間に、プライベートゾーンのことを知りました。 保健の先生は、プライベートゾーンは人に見せたりしないし、人のプライベートゾーンに触ってはいけないと言いました。 その時、あなたは、放課後教室のA先生が、太郎君のプライベートゾーンを勝手に触ることも、いけないことだと思いました。でも、A先生が怖いので、どうすればよいのかわかりません。
---	--	--	--

質問：

- 1.この事案において、職員Aの行為はどのような行為にあたりますか？
2. なぜ職員Aはこういった行為をしたのでしょうか？
3. なぜ太郎君は内緒にしてとお願いしたのでしょうか？
4. あなたが、もしもシンジの立場だったら、どんな行動をとりますか？
5. こういった事態にならないように、どんな対策がとられるべきでしょうか？

18

スライド 19

演習のまとめ：性的搾取、虐待、ハラスメントが起こる原因・課題解決のための対策

【力の不均衡の問題】

支援者者・受益者

雇用者・被雇用者

男性と女性

大人と子ども

障害者、外国人、高齢者、LGBTQ+



【経済・社会的繋がりなどの生活保障の脆弱性】

避難所でしか暮らせる場所がない（性暴力があっても我慢）

収入が必要なので、セクハラも我慢する（職場でセクハラを受けても我慢）

“平常時から取り組むことが大切”

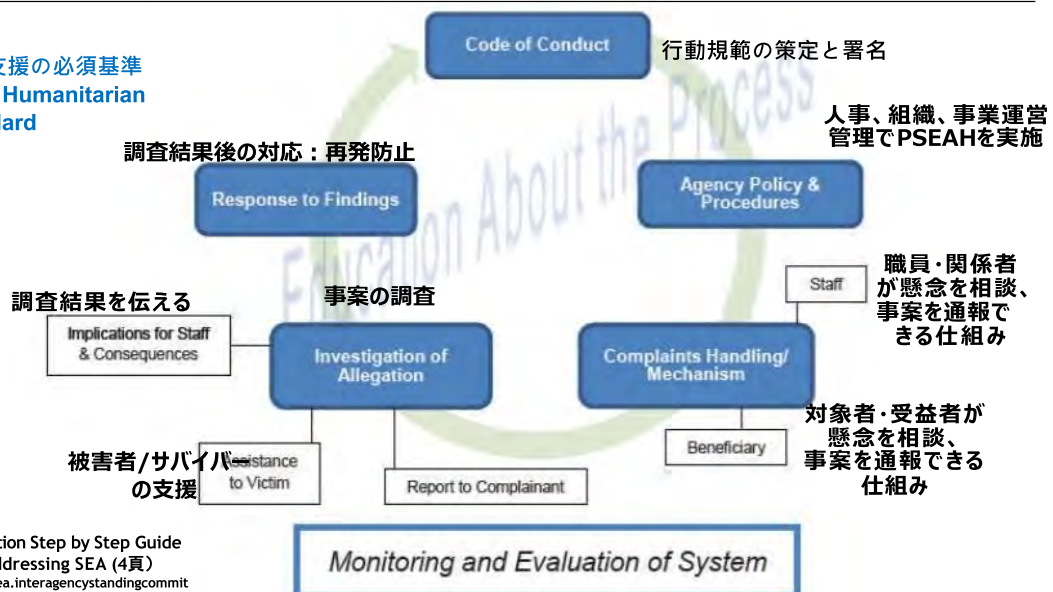
ジェンダー、属性などに基づく差別をなくし、弱い立場の方々の権利・機会を保障する

19

スライド 20

国際人道支援基準における：性的・搾取・虐待ハラスメントからの保護を徹底するための事業と組織の運営体制

人道支援の必須基準
Core Humanitarian
Standard



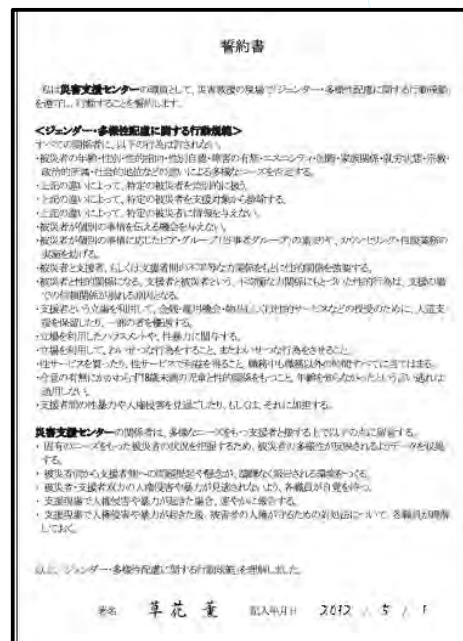
20

スライド 21

対策例

誓約書の準備

出典 [東日本大震災女性支援ネットワーク\(2012\)「こんな支援が欲しかった!～現場に学ぶ、女性と多様なニーズに配慮した災害支援事例集」31頁](#)



21

スライド 22



対策例4 相談所などの案内の配布

出典：熊本市避難所・避難先では困っている女性や子供を狙った性被害・性暴力、DVなどが増加します

22

スライド 23



出典：子ども情報ステーション(2020)
「安心してすごせる避難所のために」
<https://kidsinfost.net/2020/02/11/safety/>

23

スライド 24

5. SEAHの被害者の方々を支えるにあたって



性暴力被害者が語る 必要な支援は

KSB瀬戸内海放送

<https://www.youtube.com/watch?v=eJyT7cc5OE8>

24

スライド 25

5. PSEAHの被害者の方々を支えるにあたって

- ▶ ビデオをみたあとに次について話してください
- ▶ (1) ビデオをみて一人ずつ印象にのこったことをポストイットに書いてください (一人2個以上)
- ▶ (2) どのように性被害に遭った人を支えていくのが大切だと思いますか？アイデアをポストイットに書いてください。(一人2個以上)

25

25

スライド 26

5. 周囲の人は被害者をどうサポートするか

- 被害者にとって、安全・安心な場所を見つける
- 被害を軽く見たり、疑ったりしない
- 気持ちを丁寧に聞き、否定しないでそのまま受け止める
- 「あなたが悪いのではない」と繰り返し伝える
- ケアを焦ってアドバイスしたり説教したりしない

言ってはいけない言葉

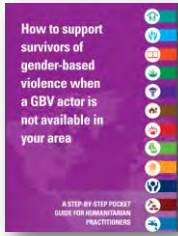
「なぜすぐに言わなかったの?」「どうして?」「(問い詰めるような言い方や聞き方)
 「あなたが不注意だった」「あなたも悪かった」(被害者を責める言葉)
 「命まで奪われなくて/この程度で済んで良かった」「傷はないね」
 「犬に噛まれたと思って早く忘れた方が良い」「時間が解決する」
 「あなたなら大丈夫」「あなたなら絶対できる」「頑張って!」(安易な励まし)
 *こうした言葉は被害者にさらにショックを与え、二次被害*につながります。

※二次被害とは、被害を受けた後に、周囲の様々な人の言動によって、被害者がさらに傷つけられることです。上記のような言葉の他に、様々な場面で何度も被害内容を繰り返し説明させられたり、周囲の人々のうわさ話や SNS での誹謗中傷、報道によるプライバシー侵害を受けたりすることも、二次被害につながります。

奈良県性暴力被害者サポートセンター
 , 「あなたに伝えたいこと」p4.

26

スライド 27



IASC(2015)
<https://gbvguidelines.org/en/pocketguide/>

IASC 2015年発行：
ジェンダーに基づく暴力の被害者を支えるためのポケットガイド

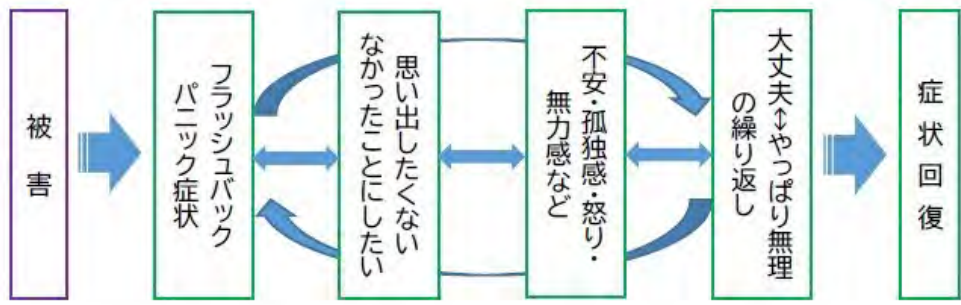
性暴力の被害者が、相談所にやってきたとき、相手に伝える言葉の例：

- (1) とてもつらいようですが、病院にいきたいですか？
- (2) ここで話してよいでしょうか？もしも、別の場所の方が落ちついて話せるなら、部屋をかえましょうか？
- (3) お水をおもちしましょうか？ どうぞ席に座ってくださいね。
- (4) どのようにご支援をしましょうか？
- (5) お話してくれたことは、あなたのご了承がない限り、決して他の人に伝えません。
- (6) 私はカウンセラーではないですが、私が知っている支援内容についてお伝えしますね。



スライド 28

4. 回復へのプロセス (※イメージ図)



心の回復のためにたどる道も回復イメージも、人それぞれです。
 不安定な状態は少しずつ改善しますが、時間がかかることがあります。
 焦らないで、自分のペースでケアして行きましょう。

奈良県性暴力被害者サポートセンター
 , 「あなたに伝えたいこと」 p4.

スライド 29



ALSOK HP: <https://www.alsok.co.jp/person/recommend/1100/>
被害者サポートセンター岡山VSCO <http://vsco.info/kodomogaseihigai.html>

スライド 30



ALSOK HP: <https://www.alsok.co.jp/person/recommend/1100/>
被害者サポートセンター岡山VSCO <http://vsco.info/kodomogaseihigai.html>

スライド 31

被害者／サバイヴァーを中心としたアプローチ
Victim と Survivor :

「被害者 (victim)」は、是正を 求めるべき不正行為の被害者を意味し、法的保護 を必要とする意味合いを持っている。

性的搾取・虐待を現在受けている、または過去に受けた人。「サバイバー (survivor)」には、強さ、レジリエンス回復力、生き延びる能力という意味が込められている

SEAHの危害を受けた人は、その人個人の経験を説明する際に異なる用語を選ぶ可能性があるので、サバイバーと被害者両方の用語が使用されることが多い。

参照：PSEAH ハンドブック：<https://www.japanplatform.org/PSEAH-Handbook.pdf>

31

スライド 32

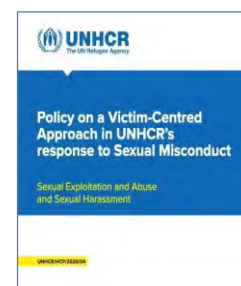
被害者／サバイヴァーを中心としたアプローチ

UNHCR 性的不正行為への対応における被害者中心アプローチに関する方針（2020年12月）

被害者中心アプローチとは？

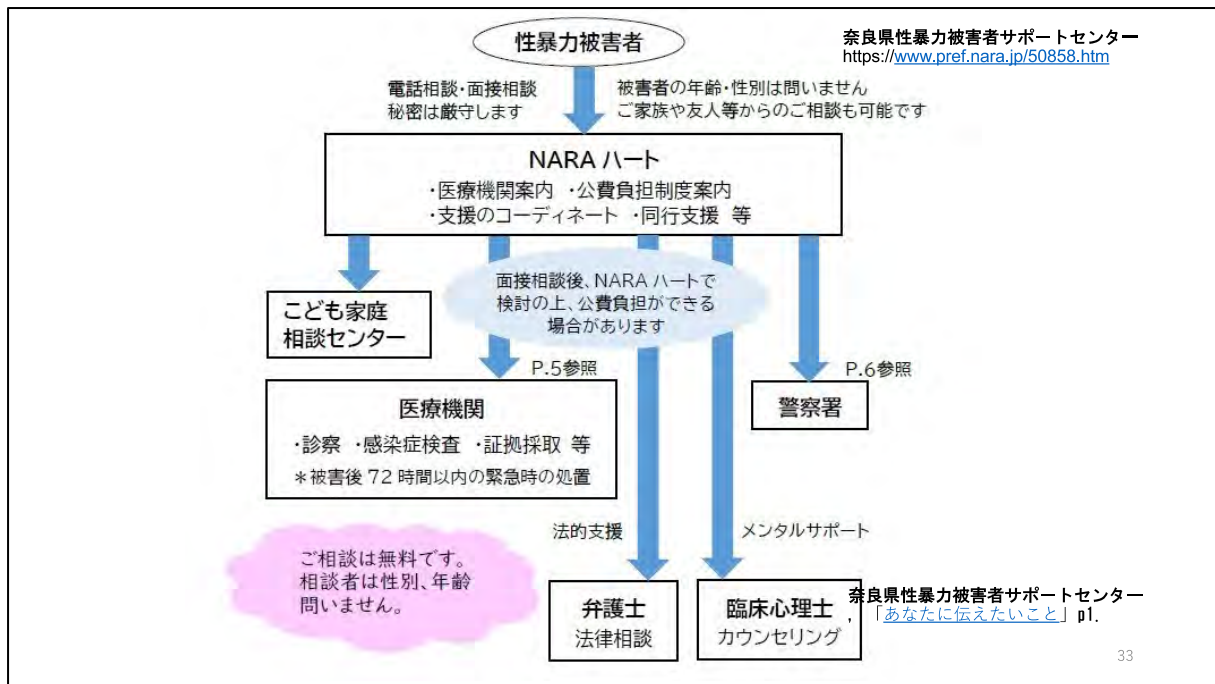
被害者との関わり方のこと：

被害者の声に耳を傾けることを優先し、再トラウマ化を避け、被害者の安全、権利、幸福、表明されたニーズ、選択に体系的に焦点を当てる。そうすることにより、可能な限り被害者にコントロールを戻し、共感的かつ丁寧な方法でのサービス提供や、価値判断をせずに伴走することを確かにする。



32

スライド 33



スライド 34

災害があっても たれもが尊厳をもって生きのびられるように

にじいろ防災ガイド

ポイント

- 被災者は「尊厳ある生活を営む権利」と「援助を受ける権利」があります。また、「被災者」とひとりにしがちですが、一人ひとり多様であり、必要なのは望む支援は異なります。
- 「LGBT」や「セクシュアルマイノリティ」とひとりに書いていますが、望む支援は一人ひとり異なります。自分が「LGBT」や「セクシュアルマイノリティ」の当事者であることを他者に知らせるかどうかは、個人の選択です。だれにも知られたくない人、知られた人には知らせたい人（あるいは知らせたいと思う）人などさまざまです。支援を届けようと思う人が、個人の選択をないがしろにしたりすることがないように十分注意してください。
- 災害が起こる前からの備えや関係者間のつながり

災害の段階ごとの困りごとと対応策

災害の段階ごとに困りごとと対応策をまとめました。「災害直後・避難期」に挙げた困りごとを「復旧・復興期」に継続することもあります。対応策はひとつのご提案です。

困りごと	対応策
同性パートナーや家族と連絡が取れない。	災害が起きたら、まずは自分の身をとりまわす。大きな災害が起きたときは、災害用伝言板などのサービスが使えるようになります。このサービスを利用するには、災害を発生した人の電話番号の入力が必要です。緊急時に連絡を取りたい人は、ふだんから連絡先を確認しましょう。災害時の安全な待ち合わせ場所を決めておくのもよいでしょう。
避難所で記入を求められた書類に性別を記入する欄があり、性別の性別を記入する欄が性別に合わない。	避難した際に一貫して記入するのではなく、個別に記入できるように用意しておきましょう。性別欄は任意欄として、自由記述欄にしましょう。
避難所でも性別を記入して記入したい。同性パートナーと別居できた。プライバシーが保たれるの心配。	「セクシュアルマイノリティ」に限らず、被災者にとってプライバシーが守られる環境は避難生活での安心につながります。関は切りを尊重しましょう。

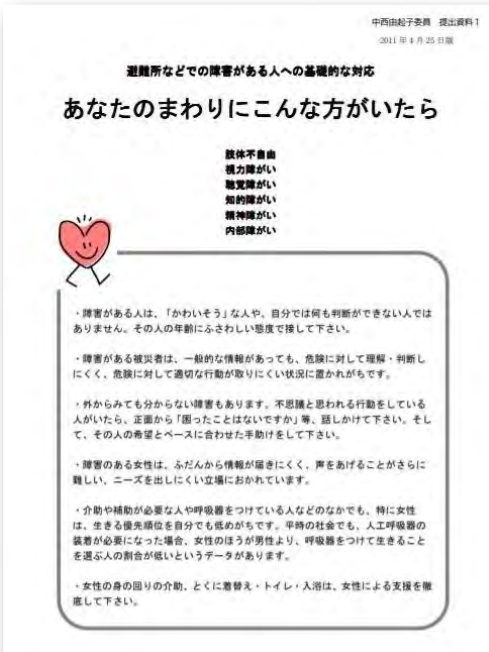
〇避難所では、どんな暴力も差別も許さないことを、明言し、掲示しておいてください（性による差別、子ども、高齢者、障害者、外国籍住民、LGBTの方などへの差別をしない）。

〇避難所では対応できない問題が発生した場合に、本人が相談できる相談窓口を掲示しておいてください。

出典 〇岩手県レイボー・ネットワーク（2016）「にじいろ防災ガイド」

34

スライド 35



中西由紀子委員 提出資料1
2011年4月25日版

避難所などでの障害がある人への基礎的な対応

あなたのまわりにこんな方がいたら

身体不自由
視力障がい
聴覚障がい
知的障がい
精神障がい
内部障がい

- ・障害がある人は、「かわいそう」な人や、自分では何も判断ができない人ではありません。その人の年齢にふさわしい態度で接して下さい。
- ・障害がある被災者は、一般的な情報があっても、危険に対して理解・判断しにくく、危険に対して適切な行動が取りにくい状況に置かれがちです。
- ・外からみても分からない障害もあります。不思議と思われる行動をしている人がいたら、正面から「困ったことはないですか」等、話しかけて下さい。そして、その人の希望とペースに合わせた手助けをして下さい。
- ・障害のある女性は、ふだんから情報が届きにくく、声をあげることがさらに難しい、ニーズを出しにくい立場におかれています。
- ・介助や補助が必要な人や呼吸器をつけている人などのなかでも、特に女性は、生きる優先順位を自分でも低めがちです。平時の社会でも、人工呼吸器の装着が必要になった場合、女性のほうが男性より、呼吸器をつけて生きることを選ぶ人の割合が低いというデータがあります。
- ・女性の身の回りの介助、とくに着替え・トイレ・入浴は、女性による支援を徹底して下さい。

女性の身の回りの介助、とくに着替え・トイレ・入浴は、女性による支援を徹底して下さい。

- ・避難生活のなかでのトイレや着替え等女性のプライバシーを確保し、安全対策をとることが必要。
- ・避難生活のなかで性暴力がおこるおそれがあり、とくに障害をもつ女性は暴力から逃れるのが困難なことがある。性暴力の防止対策、被害があった場合の相談・支援体制を用意する。
- ・出典：DPI 女性障害者ネットワーク（2011）
https://www8.cao.go.jp/shougai/suishin/kaika/ku/s_kaigi/k_32/pdf/s1-12.pdf

35

スライド 36

6. まとめ・質疑応答

- ・災害後の社会において性暴力が増える傾向にあり、その際に女性・子どもたち、障害者、性的マイノリティの方が性的搾取・虐待・ハラスメントの被害にあうリスクが増えます。
- ・災害現場で支援活動に従事する職員・ボランティアは常に支援対象者の尊厳を守り敬意をもって支援する義務があります。
- ・もしも被災者・支援対象者が性的搾取・虐待・ハラスメントの被害に遭っていることを知ったらその人たちの安全を守り適切な対応をすることが必要です。

スライド 37

PSEAHハンドブック

<https://www.japanplatform.org/PSEAH/lib/data/PSEAH-WG/PSEAH-Handbook.pdf>



子どもと若者のセーフガーディング

<https://www.worldvision.jp/news/works/japan/20200317.html>



37

参考資料

PSEAH（性的搾取虐待ハラスメントからの保護）のための具体的な組織・事業運営手順

参照:CHS ALLIANCE(202) PSEAH 性的搾取・虐待・ハラスメントからの保護実践ハンドブック
<https://www.japanplatform.org/PSEAH/lib/data/PSEAH-WG/PSEAH-Handbook.pdf>

求人募集

- 組織が PSEAH を重視していることを求人告知に明記する
- 職歴に空白期間などがないか面接で確認する
- 面接で PSEAH についての理解があるかなどについて質問をする
- 以前の雇用主から、志望者の行状や行動に関する質問への回答を含む、最低 2 件の PSEAH に関するリファレンスを得る
- 調査が可能な場合は、犯罪歴の確認を行う
- 子ども、脆弱な大人と関わりをもつ業務には従事できない前科や解雇の経歴は決していないということを示す自己宣誓書を提出させることを検討する
- 新入職員が署名する契約書には、組織の PSEAH 方針と行動規範が含まれている
- IASC 組織間不正公表計画(Inter-Agency Misconduct Disclosure Scheme)への加盟を 検討する。*このスキームは関係機関の間で、新規雇用候補者に関して、前職での SEAH に 関する情報を体系的に確認し返答する仕組みである

新人研修・研修

- 新人研修では PSEAH に関する説明を行う。
- 職員全員が、性的搾取・虐待・ハラスメントのリスク・懸念を認識し対応できるよう、半日の PSEAH 研修を受ける
- 年に一度、PSEAH の再研修を受ける機会を設ける

業績考課管理

- 人事考課面談では、PSEAH への理解があるかを確認し、懸念を提起する機会も含める
- 業績考課では、価値観への努力または能力だけでなく PSEA 対策への貢献度も評価する

内部通報制度

報復の心配や恐怖なく、性的不正行為の懸念事項の通報を促す方針または手順がある

懲罰規定

- 性的搾取虐待ハラスメントは、懲罰規定の事由に該当し、解雇になり得ることが明確に契約書・規定・方針に記されている

プログラム立案の指針

- プログラム立案の指針は、より安全なプログラム実施のため、プログラムにおける性的 搾取・虐待・ハラスメントのリスクを特定し、軽減する内容を含める

リスク登録表

- 「リスク登録表」には組織が抱えるリスクを明確にし、それに SEAH のリスクも含める SEAH は他のリスクとは別のリスクに登録される
- SEAH のリスクについて管理/説明の責任と権限を持つ担当が任命される

提携・協力 団体との調整

- 提携・協力団体、調達業者、受託業者との全ての契約は、PSEAH に関する条項を含む
- 提携・協力団体の能力強化は、PSEAH 対策の実施能力を含む
- 提携・協力団体の監視モニタリングは、PSEAH 対策と SEAH 報告を含む

苦情・報告

- SEAH の報告を受けて対応するために、苦情対応メカニズムを策定する

■女性の視点に立った災害時支援について■

2005 年 神戸防災フォーラム 「災害と女性」～防災・復興に女性の参画を～アピール文より

1、防災・復興対策は国・性別・年齢・障がいのあるなしを問わず、人権尊重を基本にし、意思決定に女性を参画させ、女性の視点を取り入れること

- 防災や復興の諸事業には女性の知識と能力が不可欠であり、責任者として女性を登用する
- 女性の参画に関しては、達成時期や数値目標、それを具体化する方策を計画に明示する
- 専門的知識や女性のネットワークを利用すること 地域レベルで蓄積された知識や経験を活用する
- 救援・復興、回復に関わる機関が援助活動を行う際に、担当者にジェンダートレーニングを行う
- 救援活動や復興支援の現場に必要なに応じて女性を配置する
- 障がいを持つ人も利用できるよう、避難所となる学校などの施設はバリアフリー対策を整備しておく
- 住居を失って住居の確保が困難な被災者に対して、居住の権利を保障する
- 被災者支援や支援金の給付は世帯単位とせず、個人を単位とする
- 心とからだのケアなど被災女性のための相談窓口を開設し、女性の健康問題に取り組む

2、災害時に「女性に対する暴力（DV・性被害）」が増加することを予測し、防災や復興計画に以下のような「女性に対する暴力防止」を組み入れること

- 復興事業として、街の倒れた街灯は速やかに復旧工事を行い、夜間の街を明るくして、人々を犯罪から守り、女性たちを性被害から守るためにも特別警戒する
- 飲み水の浄化方法や消火方法と同様に男性がストレスからの暴力を家族に向けない様に広報する
- 電話・面接相談の開設や強かん救援センター、一時保護施設が通常施設以外にも用意される
- 性暴力被害者が責められることなく訴えることができ、支援されるシステムをつくる

3、避難所・仮設住宅の運営に必ず女性を参画させ、以下の点を考慮すること

- 性別に配慮した避難所の設計（授乳室、保育室、男女別更衣室・トイレなど）、救援要員への女性の参画、女性向け物資の備蓄、女性に配慮した避難所や相談窓口を被災マニュアルに盛り込んでおく
- 避難所内の警備やトイレを安全な場所に設置する等、女性や子どもを性被害から守るよう配慮する
- 避難所で調理室や洗濯場などが生活の場として利用できるように配慮する
- 避難所に女性のためのクリニックや助産師によるからだ相談を開設する
- 避難所における掲示物などに多言語または絵文字など、誰にでもわかる表現方法を使用する
- ボランティアの燃え尽きを防止するためにバックアップ体制を充実させる

4、乳幼児をかかえた母親に対する子育て支援を行い、児童虐待を防止すること

- 在宅・避難所を問わず妊産婦のための食べ物、健康管理の相談を開設する
- 妊婦検診や乳幼児健診・育児相談・支援が行われることで母親の不安を軽減させる

5、災害時に女性が仕事を失わないための施策や支援を行うこと

- 災害時には災害特別休暇（保育・介護のためなど）が男女ともに取得できるようにする
- 災害を理由に不当に解雇された女性に対する労働相談を速やかに開設する
- 母子家庭や離職した女性の生活再建のため、経済支援や雇用の創出を早急におこなう

6、その他マイノリティ女性のニーズに応じた支援を行うこと

- 女性の一人住まいなどが多い老朽化した住宅の補修工事に対する財政的支援を行う
- 在宅の被災者・障がい者・視聴覚障がい者にも情報や物資がもれなく届くよう配慮する
- 災害時、その後の被災者救済において、外国籍であるかどうか、在留資格の如何を問わず、被災者として扱う 出身地によって文化が異なるので、被災者のニーズに配慮した支援をおこなう
- 性的マイノリティの被災者のニーズに配慮した支援をおこなう

東京都防災ホームページ

https://www.bousai.metro.tokyo.lg.jp/_res/projects/default_project/_page_/001/006/100/280120/280120siryou4.pdf

家族、友人、知人が性暴力の被害にあったとき

大切な人が被害にあうと、家族や周囲の方もショックを受け、どのように対応してよいかわからなくなります。でも、みなさんは被害にあわれた方にとって、安心や信頼を与えることができる重要な方たちです。皆さんにできることがあります。

身近な人ができること

1. 被害者の安全を確保してください

被害場所にとどまっていたり、加害者に居場所や連絡先を知られていたりしないか確認してください。緊急の場合は、110番するなど、警察に連絡してください。

2. 「あなたは悪くない」と繰り返し伝えてください

被害者は、「私が悪かった」、「あのとき、気を付けていたら」、「あんな場所にいかなければ」等、自分を何度も責めたりします。「あなたは悪くない」、「あなたに落ち度も責任もない」と、繰り返し伝えてください。

3. 信じて話を聞いてください、気持ちを丁寧に聞き、そのまま受け止めてください

被害者の話は、あいまいだったり、つじつまが合わないと感じる場合もあります。それは、被害のショックで記憶がはっきりしない場合があるからです。また、周囲に心配をかけたくない、理解してもらえない等と思って、全て話せない場合もあります。まずは、否定したり、疑ったり、無理に聞き出したりしようとせず、被害者の話に、丁寧に耳を傾けてください。

4. あなた自身のこころとからだも気を配り、無理をしないでください

聞いたあなたもショックを受けて、つらくなったり、苦しくなることもあるかもしれません。あなたも自分だけで抱え込まずに、性犯罪・性暴力被害者支援のためのワンストップ支援センター等に相談してください。

身近な人に気を付けてほしいこと

身近な人の言動により、被害者がさらに傷つくことがあります。つぎのような言動に気を付けて、接してみてください。

1. 自分の動揺した気持ちをそのまま被害者にぶつけない

「なぜそんなことになったのか」「聞いているだけでつらい、イヤな気分になる」等

2. 被害者の話を疑ったり、否定したりしない

「そんなことありえない」「あの人がそんなことするはずがない」等

3. 被害者の落ち度を責めない

「あなたも悪かった」「あなたが不注意だった」「～しなければよかった」等

4. 被害を軽いものとして扱ったり、無理に忘れさせようとしない

「たいしたことない」「早く忘れてしまえばよい」等

5. 被害者の意思や気持ちを大切にせず、よかれと思って一方的に助言したり・話を進めたりしない

「警察に相談すべき」「学校・仕事は辞めるべき」「～することにしたから」等

6. 安易に共感を示さない、励まさない、鼓舞しない

「あなたなら大丈夫」「絶対できる」「負けるな」「頑張れ」「あなたの気持ちわかるよ」等

内閣府 HP : https://www.gender.go.jp/policy/no_violence/seibouryoku/index.html

相談所

内閣府 https://www.gender.go.jp/policy/no_violence/seibouryoku/consult.html

東京都 名称 東京都性犯罪・性暴力被害者ワンストップ支援センター

「性暴力救援ダイヤルN a N a」

相談受付日時 24時間365日

相談電話番号・

メールアドレス 03-5607-0799

神奈川県 名称 かながわ性犯罪・性暴力被害者ワンストップ支援センター「かならいん」

相談受付日時 24時間365日

相談電話番号・

メールアドレス 045-322-7379

名称 男性及びLGBTs被害者のための専門相談ダイヤル

（「かならいん」の相談の一部として運営しています。）

相談受付日時 火 16:00～20:00（祝休日、年末年始を除く。）

相談電話番号・

メールアドレス 045-548-5666

報告

ソフィア哲学カフェ・シネマ哲学カフェ

寺田 俊郎

本年度の「ソフィア哲学カフェ」は、オンライン開催という点でも、日本国憲法を読んで考えるという点でも、昨年度とまったく同じ形で四回開催され、日本国憲法を読み終えた。参加者のみなさんと事務局のみなさんに感謝したい。同時に、報告者の不手際で流会になり、やり直した回が二つあったことをお詫びしたい。参加者は少ないときは5、6人、多いときは12、3人だったが、街の哲学カフェと同じく、毎回のよう顔を見せてくださる常連の方々と、初めての方々と、いつも半々くらいだった。

昨年度の報告でも書いたが、「ソフィア哲学カフェ」は、昨年度以前は一回ごとに異なった主題を取りあげてきた。その主題のいくつかを挙げれば「人権」「平等」「差別」「民主主義」「よく生きること」などである。思い立って昨年度そのやり方を変え、日本国憲法を2010年の自民党改憲草案と照合しながら読み、それをもとに哲学的対話を行った。自民党政府の改憲への動きが強まる中、悠長な哲学的対話などする暇があったら政治的な行動を起こしたほうがいいのか、と思わなくもなかったが、このような時にこそ、大切なことをゆっくり、じっくり考える哲学的対話は必要だと自分に言い聞かせつつ、オンラインの対話を進めた。幸い、日本国憲法はまだ改正されていない。

改正されていないのは「幸い」という想いは、もちろん、報告者の個人的な政治的立場に基づくものであり、「ソフィア哲学カフェ」の立場ではない。改憲すべきという立場の人が参加してもいいし、特に戦争放棄の条項など重要な政治的論点については、多様な意見があって当然という前提で開催してきた。だが、いざ始めてみると、改めて憲法を読み直してみようという参加者の多くは、少なくとも現在自民党政権の下で進められている改憲に疑問をもっている人がほとんどだった。

政治的な問題をどのように扱うかは、「ソフィア哲学カフェ」のみならず哲学的対話一般にとって課題の一つである。哲学的対話である以上、あらゆる意見を尊重するところから始めなければならない。特定の人々の人権を頭から否定するような言説はもちろん認められないが、そうでない限り、多様な意見が尊重される知的安全性が損なわれれば、哲学的対話の場ではなくなる。しかし、政治的な問題について対話を始めると、互いの理解を目指す哲学的対話ではなく各自の政治的立場を護る政治的討論になることがある。幸い「ソフィア哲学カフェ」では今のところそういうことは起こっていないが、それは重要な課題にまだ向きあわずに済んでいるとも言える。

昨年度は第四章「国会」まで読み終わっていた。本年度は第五章「内閣」から読み始め、第二回に第六章「司法」、第三回に第七章「財政」および第八章「地方自治」、第四回に第九章「改正」、第十章「最高法規」、第十一章「補則」を読んだ。

これもすでに昨年の報告で書いたように、あくまで哲学カフェなので、法学的な議論ではな

く、一人の市民として、生活者として、日本国憲法を読み、自分たちで考えることを目的とする。いわば憲法を一つのテキストとして読み、考える、人文学の作法である。そのような形で進めていくことの意義は今も変わらないし、これからも変わらないだろう。ただ、昨年度に加えさらに一年間対話しつつ考え続けた今、一つ付け加えなければならないことがある。それは、近代国家に関する歴史のおよび法学的知識の重要性を改めて感じていることである。中等教育の公民科や地理歴史科で学習するような近代国家の歴史や仕組みに関する基本的知識がなければ、日本国憲法を正しく理解することは難しい。この種の教育は、およそ近代国家を生きる国民の教育であるかぎり、最も大切にされなければならないと思われるが、現行の日本国の学校教育でそれは大切にされているだろうか。

取り上げられた論点のうち、特に印象に残っているものをいくつか挙げてみよう。

まず、第一回「内閣」で、行政府の長である総理大臣が国会議員から選出され、国務大臣の過半数が国会議員から選出されることの意味が問われたことを挙げよう。三権分立の原則があるにもかかわらず、立法府に国民の代表として送り出された議員が行政府の構成員になるのはおかしいのではないか。むしろ米国の大統領制のように、行政府の長は立法府とは別に国民によって直接選出されるべきではないか。これに関しては、国民の代表が行政にあたるほうがむしろ適切ではないか、という意見もあれば、立法府と行政府のチェック・アンド・バランスが機能するためには、やはり行政府の長は立法府から独立に選ばれた方がよく、たとえば首相公選制のような制度にする方がよいのではないか、との意見もあった。実際、後者は地方自治において採用されている。

次に挙げたいのは、第三回「財政」「地方自治」で問われた地方自治の意義である。一つの論点は、政治の単位が大きくなるほど政治に参加する意識が薄れるので、地方自治は大切である、というものである。それに対して、地方選挙の投票率を見てもわかるように、地方自治への参加意識が高いわけでもないことが指摘された。さらに、「自治」といえば地域の「自治会」があるが、それは地方自治体の下請け組織のようなもので、そこで政治に関する議論が行われるわけではなく、しかも加入率が低くて、政治参加とはほとんど関係ない、という指摘もあった。

他方、現行憲法では、地方自治体の長、議員などは住民が選挙によって選ぶことになっているが、自民党改憲草案においては、「住民であって日本国籍を有する者」となっている点が問われた。政治はまずもって住民に関わるのだから、住民が選挙権をもつのが当然だという意見もあれば、政治は国家のあり方を決定するものなので、日本国民に関わるべきだという意見もあった。一見対立しているように見えるが、もちろん両者の意見は矛盾しない。政治が住民の生活に直接関わる分、日本国籍者以外の住民も政治に参加する権利がある、というのが当然の帰結である。

ここから対話は世界国家の論点へと進んでいった。グローバル化の時代である今日、各国が地方自治体となって、世界国家をつくってもいいのではないか。世界国家が成立すれば、憲法は世界共通のものが一つあればよく、後はそれに基づいた各国家の法律があればよいことになる。憲法というものが国家の基本体制を規定するものであるとすれば、国民主権、国民の自由と平等、基本的権利、民主主義の原則など基本的な原理を定めたものが一つあればよいのだ。

最後に、第四回「改正」「最高法規」「補則」に関して考えたことを挙げよう。最高法規であ

る憲法を尊重し擁護する義務を負う国会議員が改憲を唱え、進めることの是非が問われた。国会議員は、もちろん、改憲を望む国民がいればその意見を代表すべきであり、その意見を代表する政党があってもよいが、国会議員として改憲を先導したりすべきではなし、まして政権与党としてそのようなことをしたりすべきではない、という意見が強かった。

また、現行憲法の第97条は、憲法が国民に保障する基本的人権が、人類の自由獲得の成果であり、永遠に不可侵であることを謳うものであるが、自民党改憲草案ではそれが丸ごと削除されていることに、強い疑念が出された。自民党の改憲の一番の狙いはここに表れているように思われる。基本的人権、自由の獲得、不可侵の権利などの考え方が西欧的な理念であり、日本の政治文化にはそぐわないと考えているのだろうか。もしそうだとすれば、彼らが念頭に置いている日本の政治文化とは何か。大日本帝国のそれでしかないだろう。

すべての回の内容を伝えることはできないが、全体を通して浮上してきた事柄として、昨年度と同様のことを一つ指摘しなければならない。それは、自民党改憲草案には余計なことが多い、ということだ。自民党改憲草案に「第九章」として新設されている「緊急事態」に関する条項に顕著に見られるように、自民党改憲草案で追加されていることは、憲法に盛り込む必要がなく、せいぜい法律で定めればよいこと、まったく言わずもがなのこと、それどころか近代的な憲法というものの趣旨に反して盛込むべきではないことが多く含まれている。こんな改憲草案を発表して、それを積極的に推し進めるような政党に、憲法を改訂するようなことをさせてはいけない、と改めて思う。

さて、「シネマ哲学カフェ」の報告である。本年度は久しぶりに対面で実施した。報告者自身が一度見てみたいと思っていた話題のドキュメンタリー作品「教育と愛国」（監督・斉加尚代、製作・映画「教育と愛国」製作委員会、配給・きろくびと、2022年）を取りあげた。

第一次および第二次安倍政権下で見られた学校教育の変革を追ったドキュメンタリー映像作品である。本作品は、歴史の記述をきっかけに倒産に追い込まれた大手教科書出版社の元編集者、保守系の政治家が薦める教科書の執筆者などへのインタビュー、新しく採用が始まった教科書を使う学校や、慰安婦問題など加害の歴史を教える教師・研究する大学教授へのバッシング、日本学術会議任命拒否問題などの取材をもとに構成されている。

報告者は、本作品のウェブページに表明されている製作者の現状認識に強く共感して本作品を「シネマ哲学カフェ」の題材に選んだ。その現状認識とは、軍国主義へと流れた戦前の反省から、政治と常に一線を画してきた学校教育が、大きく変わりつつある、というものだ。2006年に第一次安倍政権下で教育基本法が改変され、「愛国心」条項が戦後初めて盛り込まれた。それ以来「教育改革」「教育再生」の名の下、教科書検定制度は圧力を増し政治介入ともいえる状況の中で出版社や執筆者は苦難を被っている。本作品を見てその危機感はいっそう現実的なものになり、強い憤りを感じずにはいられなかった。

映像鑑賞の後、6〜7人のグループに分かれて対話を行った。「シネマ哲学カフェ」の悩みは、映像作品の鑑賞にかなりの時間を取られるため、対話の時間を十分確保できないことだ。30分から40分の対話時間では、話し足りない恨みが残るのは目に見えている。だが、今回実施してみて、それでも対話の時間を設けるほうがよい、との思いを強くした。報告者が進行役をしたグループでは、民主主義から教育の意味、自由意志の問題に至るまで、短時間ながらもみんな

で考えることができた。他のグループでも活発な対話が成立したようだった。事後のアンケートにも対話に対する好印象が記されている。

今回は、本研究所の所員が来日中の海外の研究者を伴って参加されたり、本学の教員が学科の学生を連れて来られたり、退職教員が「一度見たいと思っていたんだ」と足を運んでくださったりし、学内で開催することの意義も感じた。

「ソフィア哲学カフェ」ともども「シネマ哲学カフェ」をこれからも続けていきたい。

寺田 俊郎（てらだ としろう）

（グローバル・コンサーン研究所、上智大学文学部）

資料

エストニア『教育戦略2021-2035』の概要と背景

丸山 英樹

はじめに

2023年12月5日、英国フィナンシャル・タイムズは、「多くの政策策定者にとって、エストニアは欧州の新たなモデルである。この小さなバルト海の国は、東アジア以外の国として PISA ランク 10 位内を維持する数少ない教育システムの一つなのだ」と報じた¹。他国がエストニアを真似れば、その子どもたちの成績が上がるほど単純なことではなかろう。では、同国自身は、いかなる教育課題があると認識し、乗り越えようとしているのだろうか。

PISA (Programme for International Student Assessment) とは OECD が 2000 年から実施する「生徒の学習到達度調査」で、開始当初の OECD 加盟諸国の参加で成立していたときと比べ、最新 2022 年調査への参加は 81 か国の 15 歳児の約 69 万人へと広がっている²。PISA は、日本の学校の学習指導要領改定や教育実践、そして学力観に強く影響してきた。初期の頃、最高パフォーマンスを出したのがフィンランドで、日本でも同国の教育が注目された。現地教師が修士号を持つために日本でも大学院進学を教員志望者に課すべきといった主張や、日本から関係者が「フィンランド詣で」として現地の学校視察などを繰り返した³。しかし、近年のランクは OECD 平均へ近づき、同国教育文化省も公式に教育の失敗を認める⁴など、決してトップとは言えない状況にある⁵。その一方で、フィンランドを兄のように捉えているエストニアでは、PISA の調査ツールがパソコンにシフトした頃、パソコン利用が日常的であった参加生徒のスコアが上昇し、EU 諸国の中ではトップに位置づくようになった。しかし、ランキング競争は PISA 本来の目的ではなく、教育システムの比較分析を行うこと、そして何のための学力なのかを捉えることが重要である⁶。

エストニアでは中期的なビジョンとして国による教育戦略が提示され、同時に現場では高度な裁量で任されている点が教育システムの特徴として挙げられる。どちらも小国ゆえの機動性であることが背景と言えるだろう。そこで本稿は、エストニアの教育システムが成功モデルか否かという検証ではなく、前者について現在進行中の『教育戦略 2021-2035』を日本語で研究資料として紹介することを目的とする。以下では、エストニア教育研究省で公開されている同書⁷に主に注目し、UNESCO へ提出された資料⁸で補足しながら、全体目的、現状、戦略目標、目標達成への行動指針、実施運営、想定されるコストの順に紹介していく (EU 関連との連携は割愛)。

1 『教育戦略 2021-2035』の全体目的

この戦略は、2035 年に向けたエストニアの主要な教育目標を定めたもので、『生涯学習戦略 2020』に続くものである⁹。戦略の全体目的は、エストニア人すべてが個人・職業・社会の生活において生涯を通して潜在能力を発揮できるような知識、技能、態度を身につけることである。

そして、エストニアにおける生活の質向上と、世界の持続可能な発展に貢献することを目的としている。

今後は、エストニアの人口動態の変化、人々の嗜好や生活様式の変化、気候変動、グローバル化、技術進歩、民主主義や市民社会の発展などを考慮に入れる必要がある。急速に変化する世界において、教育システムは社会的・文化的背景、年齢、性別などに関係なく、質の高い教育への平等なアクセスを確保すべきである。各教育段階と種類の教育機関間における一貫性と柔軟性を高めることが、より重要となっている。

教師は、職業教育や高等教育、ノンフォーマル教育での学習も含め、教育・学習プロセス全般の計画立案、フィードバック、教育支援において重要な役割を担い続けている。学校長は、学習とウェルビーイングを支援する学習文化と環境を創造し、様々な変化を巧みに管理し、支援専門家¹⁰の役割と教師との協力関係を向上させるべきである。したがって、教師・大学教員・支援専門家・学校長という職業が社会においてより高く評価され、魅力的な報酬を得ることが不可欠である¹¹。各学校での学習環境の設計には、空間的な質の担保を考慮し、学習者と職員が精神的・物理的に安全で、健康とウェルビーイングを支援する環境と学習設備を提供する必要がある。フォーマルな教育、ノンフォーマル・インフォーマル学習においても、教科関連や専門知識・技能とともに、エストニア市民となるために必要な汎用的能力と未来コンピテンシーの育成を促進する努力が一層求められる。

以上のことは、2014年に設定された『生涯学習戦略 2020』の出発点でもあった。エストニア人にとって教育とは、健康で活動的な社会の一員となるために、自分の能力と技能を発見し、それらを高める機会を提供するものである。教育は、文化を守り、アイデンティティを育み、過去・現在・未来をつなぐ助けとなる。エストニア社会の弱点のひとつは、こうして示された価値観と実際の価値観の乖離、すなわち、人々が社会で受け入れられ、合意された価値観や信条によって日常生活がどの程度導かれているかという課題である。

エストニアの教育戦略において生涯学習の概念が重要である。その概念は、労働市場、転職機会、デジタル技能のための能力開発と密接に結びついており、エストニア人が労働市場で成功できるよう必要な技能を見極めるために教育部門は労働との関係を重視し、協力体制を整えようとしている。

2 エストニアにおける教育の強みと課題

(1) **学習の機会と教育組織**：2035年までに学習機会が利用可能かつアクセスしやすくなり、学習者が各教育段階・進路へ進学できるようにするためには、教育が社会で高く評価され、できるだけ多くの子どもたちが幼稚園に通い、多様性に富んだ質の高い教育が保障され、教育機関が自律的であることが今後も重要である。

(a) 特記すべきエストニアの教育の強みは、社会で教育の重要性が認められている他、学校の裁量が大きく、大学は世界レベルであり、ノンフォーマル教育が多様かつよく開発されており、生涯学習が盛んである点が挙げられる。

(b) 課題は、教育システムの再編に向けて中央政府・地方自治体・民間関係者の間で責任の所在と協力の調整、各教育段階・種類の間での連携や一貫性が不十分、進路選択が

不足がちで不平等を悪化させる要因になっている。男子の中退率の高さと成績の悪さ、職業教育や高等教育の多様性が低い。特別なニーズなどを考慮に入れた多様な学習者への支援不足、職業や学校外の経験を資格化できていない。生涯学習への参加者に偏りがあるなどが挙げられる。

- (2) **教師、学習環境、学習へのアプローチ**：有能で意欲的な教員、大学教員、支援専門家、校長が十分に担保され、学習環境が多様で学習者中心の学習が保証されるためには、教員給与の引き上げが国家の優先課題である。初任者研修と職能開発の機会を高い水準に維持すべきであり、デジタルな力量やデジタル・ソリューションを含む学習を支援する必要がある。

(a) 強みは、エストニア社会は教職を信頼、全国の教師ネットワークの効率的運営、普通科・職業科・成人教育の教員資格規定がある、デジタル・ソリューションと力量の向上が見られ、学校に高度なデジタル・インフラを備えている点にある。

(b) 課題は、学習者中心主義などの現代的アプローチはまだ不十分で生涯学習を支援する研究にもとづいた手法は不足、教師不足と充足率の地域間格差、博士課程への進学は魅力が薄く、エストニア語で教える次世代の大学教員が不足がち。ロシア語母語話者の多い地域の学校ではエストニア語や言語教授法についての教師の知識が不十分、学習支援の評価システムが体系的に開発・実施されていない、エストニア語教育を発展させる包括的な計画が無い。

- (3) **教育・社会・労働市場**：学習機会を社会や労働市場のニーズに合わせるためには、雇用主が教育・技能を予測し、成長分野や国として重要な分野を優先的に取り組むことが重要となる。付加価値を高める訓練機会を通して、すべての人に十分なデジタル・リテラシーを獲得させ、専門資格を迅速かつ柔軟に更新することが重要である。

(a) 強みは、国民は学習継続可能な高い水準のリテラシーを持つ、労働と技能のニーズを把握・更新するシステムがある、大学の専門職コースが労働市場のニーズに対応、IT分野の学生が10年間で倍増させた、職業訓練教育（TVET）の設備は教育システムと実地の両者を組み合わせているなど

(b) 課題は、教育機関と労働市場が協力するインセンティブが不十分、TVET 中途退学率が高い、低学歴・高齢・特別支援が必要な人々などに対する体系的支援が欠如、フォーマル教育・再教育は労働市場のニーズと不一致、デジタル技能習得は年齢層で格差、TVET が社会から評価されていないなど

3 2035 年に向けた戦略目標

すべてのエストニア人が個人生活、職業生活、社会生活において生涯を通して潜在能力を発揮できるような知識・技能・態度を身につけ、エストニアにおける生活の質向上と、世界の持続可能な発展に貢献することを目的に、2019 年の現状に対する 2035 年の具体的な数値目標が次の通り示されている（表 1）。

表1：2035年におけるエストニアの教育の目標

目標の指標 (%)	2019	2035
1. 教育や訓練を受けていない18歳から24歳の低学歴者		
男子	12.7	9
女子	6.9	6
合計	9.8	7.5
2. 専門性を持つ成人（25～64歳）	73.1	80
3. 生涯学習プログラムに参加する成人		
フォーマルおよびノンフォーマル教育プログラム	20.1	25
インフォーマル教育プログラム	*	*
4. 卒業1年後における最新の成長・専門分野への就職率	12	20
5. 自律的な学習を行う者	*	*
6. 高パフォーマンスの生徒（PISA結果のレベル5または6の水準 ¹² ）		
読解力	13.9	20
数学的リテラシー	15.5	25
科学的リテラシー	12.2	20
7. エストニア国内の平均給与を100とした場合の教師の平均給与		
幼稚園教諭	86	100
普通科教諭	112	120
職業科教諭	108	120

*新指標・方法を開発中

Education strategy 2021–2035 (p.11) より著者作成

これらの目標を達成するためには、すべての関係者の責任と役割を明確にすべきだが、決して硬直したものであってはならない。関係者同士で気を配り、各自に最も適した仕事について責任を持ち、自ら協力することが重要となる（表2）。

表2：教育の戦略目標を達成するための関係者の役割

保護者	未成年の学習者を支援し、学習しやすい環境を整え、学校生活に貢献
教師	成長を支援し、健康的で安全かつ協力的な学習環境と組織文化を創造
学校管理者	学校が適切に機能するための条件を整え、学校を維持するために必要な資源を確保
学習者	自分の可能性を発揮し、人生で成功するための知識・技能・能力を身につけるため自身の教育に責任を持ち、十分な情報を得た上で進路選択
労働者	労働市場のニーズに合った学習システムの開発に積極的に貢献し、特定分野に関連したカリキュラムの開発に関わる。雇用主は、職業上での学習や職業紹介の機会提供、従業員の技能開発に大きな責任を負う

市民社会 国、地方自治体、社会団体の重要なパートナーとして活動し、教育の戦略的發展に参加

政府・行政 教育機関の最適なネットワークを含め、幅広い質の高い学習機会、アクセス、質の高い学習環境を確保

前掲 (p.12) を改変して著者作成

4 目標達成への行動指針

以下、(1)から(3)ではエストニアの教育戦略の目標3つを順に、各目標内にある(a)指標、(b)ターゲット、(c)行動指針の3点を含めて示す。

(1) **【戦略目標1】** 学習機会は多様でアクセスしやすく、教育制度は各教育段階・種類のスムーズな移行を可能にする

(a) 2035 年に向けたキーワードは、生涯学習と個別化を可能にする接合した学習環境と柔軟な学習経路である。フォーマル・ノンフォーマル・インフォーマル学習や、普通教育と職業教育間の流動性を担保することが重要である。学習機会をより柔軟なものにするため、人生のプロセスとして学習を組み込むことで課外教育も包摂的に捉えることが求められる。学習者は、自分のニーズや能力に応じて学習経路を設計することができる。将来、学習は、教育機関だけでなく、職場、文化施設、青少年センター、デジタル環境、自然など、多様な環境や形態で行われるようになる。教育システムは、人口動態の変化にも影響される。人口減少は、エストニアの全地域で質の高い義務教育へのアクセスを確保しつつ、学校ネットワークを適応させる必要があることを意味する。

表3：目標指標

	2019	2035
1. 3歳児から就学前教育への参加比率	91.1	95
2. 20～24歳の中等教育修了者の比率	84.8	90
3. 25歳から34歳の高等教育修了者の比率	40.8*	45
4. 学習のための国際移動		
職業技術教育	+	+
学部・大学院修了者の短期学習プログラム経験者の比率	8.3*	15

*2020年データ；+新指標・方法を開発中

前掲 (p.13) より著者作成

(b) 2035年ターゲット

- i) **質の高い、包摂的な教育への権利保障**：アクセスおよび利用しやすい教育、支援された学習、学習者の能力とニーズに合った学習機会、結束ある社会の発展に寄与するような教育組織、エストニア全土で利用できる幅広い学習機会の選択肢。
- ii) **教育システム**：学習者中心の学習と教育、多様な学習機会、教育段階・種類間のスムーズな移行

ズな接続、教育システム内の協力を支える予算モデル、エビデンスにもとづく教育システムの開発、教育プロセスや政策の開発への異分野の研究者の関与。

- iii) **学校ネットワーク**：質の高い将来を見据えた教育へのアクセス、空間的質保障がある設備、教育設備のより良い共有、資源のより効率的な利用を支援。
- iv) **欧州の教育分野**：すべての学習者が障壁なく学習プログラムのために移動できる機会を持つ。
- v) **教育立国としてのエストニア**：巧みな教育マーケティングにより、教育立国および教育テクノロジーの推進者としてのエストニアの魅力を高め、持続可能な発展を支える教育の推進に対するエストニアの高い貢献度。
- vi) **地域の発展**：発展の後押しが必要な地域のための特別な解決策。地域の文化的環境と発展の背景を考慮した解決策。
- vii) **教育水準の向上**：労働市場の期待に見合う職業資格を持つ人の割合を増加。

(c) 行動指針

1.1. 質の高い教育を提供する教育機関の包括的かつ持続可能なネットワークとインフラを確保し、多様な対象集団の教育アクセスと学習と教育への現代的アプローチを支援する学習環境を確保する。そのための行動は、学校ネットワークの最適化、地域教育センターの強化、職業訓練センターの拡充である。

1.2. 柔軟な学習機会の確保、質の高い教育へのアクセス、学習支援により退学率や早期離学率を下げ、学習者個人の可能性を最大限に引き出す。そのための行動は、普通教育と職業高等教育を統合するため中等教育の共通基準を策定する、公教育におけるノンフォーマル・インフォーマル学習の認知を拡大する、特別支援教育ニーズを持つ学習者を支援する総合的アプローチを開発する。

1.3. 学習機会を多様化し、教育の質を向上させ、エストニアの言語と文化に対する認識を普及させ、国際化と学習の流動化を促進する。そのための行動は、普通科教師・職業科教師・支援専門家・大学教員間の流動性を高める、教育マーケットを拡大する、教育と訓練における長期的な協力を促進する。

(2) 【戦略目標 2】有能で意欲的な教師や学校長と多様な学習環境と学習者中心の学習・教育アプローチ

(a) 2035 年までにエストニアは個人学習を可能にする開かれた教育空間を構築する。学習者のニーズと能力に合わせた学習は、学習者個人の自己実現と多様な役割への対処、民主主義社会において責任ある能動的な市民となるための成長を支援する。学習者中心の学習は、学習者が自己決定し、教育現場の課題を乗り越え、興味と能力にもとづいて進路選択できるときに成功する。家庭と学校の協力は、子どもの人格形成に重要である。

社会、労働市場、教育の変化は、教職へ多様な期待を寄せることになっている。未来の教師

は、支援者かつ指導者であると同時に、学習者の態度を意識的に形成し、自己主導的な学習者の育成を支援する役割が大きくなるだろう。大学は、次世代を担う学校や大学の教員を確保すると同時に、教育の進歩に必要な研究、開発、革新を生み出す意味で重要な役割を担う。

2035年までには、保護者、地域社会、雇用者、市民社会が教育により積極的に関わるようになる。効果的な学習に資する支援ある環境を作り出すため、教育機関が利害関係者の間で、民主的で包括的な組織文化を示すことが重要となる。学習の喜び、つまり学習者と教師双方の主観的ウェルビーイングは、以前よりも評価される。価値観を育み、科学的思考を受け入れ、批判的思考を発展させる上で、教育システムが果たす役割は大きい。

表4：目標指標

	2019	2035
1. 低パフォーマンスの生徒（PISA 結果のレベル 1 または 2 の水準）		
読解力	32.0	27.0
数学的リテラシー	31.0	26.0
科学的リテラシー	30.2	25.0
2. 基本的デジタル技能を持つ 16～24 歳の比率	76.2	90
3. 教育課程における学習者の主観的ウェルビーイング		
学校にまあ満足、完全に満足している生徒（8 年生）の比率	24.5	増加
学校にまあ満足、完全に満足している生徒（11 年生）の比率	33.6	増加
学校にまあ満足、完全に満足している生徒（職業教育）の比率	52.4	増加
仕事にまあ満足、完全に満足している生徒（職業教育）の比率	83.7*	増加
4. 基礎学校卒業者のうち第 2 言語としてのエストニア語		
B1 レベル以上を達成した者の比率	67.8	95
B2 レベル以上を達成した者の比率	+	+
5. 教員定着		
教員養成課程を修了・卒業し、5 年継続して勤務した教師の比率	54	60
新任教員として教職に就いて 5 年継続して勤務した者の比率	50	55

*2018 年データ；+新指標・方法を開発中

前掲（p.18）より著者作成

(b) 2035 年ターゲット

- i) **学習と教育に対する現代的なアプローチ**：すべての段階・種類の教育に適用される。
- ii) **言語能力**：エストニア語教育の拡充計画が策定され、就学前段階から次の基礎教育段階でもエストニア語学習を継続させる。すべてのエストニア人がエストニア語と 2 つ以上の外国語を話せるように教える。
- iii) **汎用的能力と未来コンピテンシー**：すべての人が生涯を通じて身につけ、伸ばすことができる。
- iv) **新世代の優秀な学校・大学の教員と学校長の確保**：教師は高く評価され、強いアイデン

ティティを持ち、名声と尊厳を守る。教員養成・研修では専門的能力の開発と自己実現の機会を提供する。

- v) **カリキュラム**：学習者中心アプローチを支援し、教育の量と内容は社会や労働市場のニーズに合致する。
- vi) **デジタル教授法**：教師は新しい技術に関連する動向・機会・リスク・方法論に精通し、目的を持ってテクノロジーを活用する。
- vii) **教育機関の組織文化**：ケアがあり、協力的で民主的で、身体的・精神的健康の増進、多様な意見、意見の相違や危機を建設的に解決するなど汎用能力の発達とウェルビーイングを支援する。

(c) 行動指針

2.1. 教授法の現代的アプローチは、あらゆる教師と学習者の両者に力を与え、自己主導的な学習者の育成を確実に支援するゆえに各教育段階と校種で実施される。このアプローチによって様々な分野の知識を習得し、実践で活用する技能や能力・協調性・自己管理能力を身につける。心身の健康が増進されて、主観的ウェルビーイングも向上する。そのための行動は、そのアプローチの体系的な実施、精神的・肉体的に安全で身体活動を促す学習環境と態勢の整備、保護者の意識を高める活動の創出である。

2.2. 学習を効果的にし、学習者の成長を継続的に支援するため、カリキュラム開発と実施および学習評価は、教育と学習の現代的アプローチとスマートな学習資源および方法論の開発にもとづいたものとなる。そのための行動は、教科の知識や専門的技能に加え、汎用能力・未来コンピテンシーの開発をより重点化、学習の個別化と多様化およびデジタル・ソリューションによる学習支援、実践的な学習の重視である。

2.3. 文化と価値観の共有空間の発展を促進し、質の高いエストニア語教育と学習を保証し、外国語学習を促進する。そのための行動は、エストニア共通の文化的・価値的空間を創造する、ロシア語母語話者のエストニア語能力の担保、高等教育・研究言語としてのエストニア語の発展を支援する。

2.4. 次世代を担う有資格の教師と支援専門家が就職するために柔軟な機会を確保し、新任教員への支援やキャリア全体を通じた職能開発の機会を提供する。そのための行動は、教師という職業の内容を分析し、再考する。専門的基準にもとづくキャリア・モデルを導入し、教員給与や研修機会と関連付ける。教師などになるための柔軟な就学機会を担保する。博士課程の研究を有効化する。

2.5. 教育改革を促進し、すべての人の心身の健康とウェルビーイングを支える安全な学習環境を創造するため、若い学校長を確保し、専門能力開発を支援し、学校長の評価システムを開発・実施する。そのための行動は、教育分野で働く優秀な指導力を持つ人のキャリア機会を創出し、

校長という職業を教育分野外にも周知する。校長の能力モデルを開発する。学校経営者が校長を採用し、その専門能力開発を支援し、その業績を監視・評価することを強化する。

(3) 【戦略目標3】 学習は社会と労働市場の発展ニーズに応える

(a) 新しい分野や職業、新しい形態の仕事など、急速に変化する社会と進化する労働市場は、既存の技能の更新を必要とする。これは、個人がキャリア転換や継続的な学習に備えなければならないこと、教育システムが技能ニーズに迅速に対応できることを指す。技能開発を提供することで教育は起業と技術革新、エストニア固有の特性を考慮した経済成長、バランスとれた結束力のある社会のための前提条件となる。

高齢化は、労働市場と社会部門に新たな課題を生み出し、仕事の進め方や将来の従業員への期待を変化させる。技術関連の技能に対する学習需要は2035年まで伸び続けるだろう。新技術にもとづく社会では、教育が社会の文化的・生態学的存続に果たす役割は大きくなる。汎用的能力と未来コンピテンシー、特定分野の深い能力（T字型技能モデル）は、人々が労働市場で適応するのに役立つ。

表5：目標指標

	2019	2035
1. 専門教育を受けた20～34歳の就業率		
卒業1年後	78	85
卒業5年後	74	80
2. 基礎レベル以上のデジタルコンピテンシーを持つ16～74歳の比率	37	60
3. 自律的な学習を行う者	+	+

+新指標・方法を開発中

前掲（p.24）より著者作成

(b) 2035年ターゲット

- i) **生涯学習と転職の機会**：すべてのエストニア国民に継続的に労働市場で成功するために必要な知識や技能を習得する機会を与える。特別なニーズを持つ人々が労働市場に参入し、変化に適応できるよう支援策を設ける。
- ii) **人材センターとしてのエストニア**：教育制度・法制度・税制度は、スマートな起業に向けた技能開発を促し、必要に応じて他国から人材を呼び込む。エストニアは、海外で教育を終えたエストニア人、エストニアで教育を受けた外国人にとっても魅力的な環境となる。
- iii) **専門資格制度**：技能のニーズやモニタリング、個人の学習やキャリアパスの開発は、ビッグデータにもとづいて行われる。
- iv) **教育の選択**：経済成長分野は、エストニアの国家・言語・文化を維持するために重要であり、公共サービスに関わる分野を優先する。
- v) **IT教育**：すべての年齢層においてデジタル・コンテンツを開発する技能によって学習者は平等な機会を得て、競争力を高める。

- vi) **教育機関と雇用主の協力関係**：基礎教育全体を通してのキャリア教育・起業家教育を実施するために協力関係を構築する。

(c) 行動指針

3.1. 労働市場に役立つ知識や能力の習得を促し、教育を労働市場により接続するために、すべての集団のニーズを考慮に入れ、労働と技能のニーズを予測・監視し、多様なアクター間の行動を調整する持続可能なシステムを開発し、実施する。そのための行動は、成果を広く活用する技能ニーズをモニタリング・予測・フィードバックできるシステムを開発。個人の進路やキャリアを管理し、技能評価を可能とするデジタル・ソリューション（教育履歴）を構築する。

3.2. より高い付加価値を生み出す能力の開発を支援する。労働市場のニーズに迅速に対応し、人々が雇用に適した知識と技能を身につけられるよう職業教育を含む継続的訓練と再教育の機会を改善する。そのための行動は、専門的な成長分野、社会が優先的発展を必要とする分野、必要不可欠な公共サービスにおける学習機会の拡大。職場での学習と適材適所のシステムを拡大・発展させる。革新的な開発に関する教育機関と労働市場間の協力を強化し、起業家精神に関する大学院教育を開発する。デジタルな包摂性を拡大し、情報技術を創造する技能を育成するため、すべての年齢層でデジタル・リテラシーの向上を図る。

5 実施運営

この教育戦略は、国家予算法および2019年12月19日付共和国政府規則第117号（分野別開発計画・プログラムおよびその修正の準備、実施、報告ならび評価の手続きに関する規則）に従って実施される。戦略の実施においては教育研究省が調整する。戦略の実施と報告は、広範な運営委員会によって支えられている。運営委員会は大臣に助言を与え、分野横断的な連携や影響を考慮して実施支援し、また報告書を分析し、戦略の目的に対する進捗状況を評価する。運営委員会は、プログラムの開始・変更・終了に関する勧告を行い、これらの決定においては戦略に関連する実績報告書に依拠し、戦略の変更と終了の評価をする。また、運営委員会は、教育研究省、財務省、文化省、経済通信省、社会問題省、環境省、農村問題省、内務省、政府機関の代表者で構成されている。他に、エストニア全国青年協議会、エストニア言語評議会、エストニア障害者会議所、エストニア都市・自治体協会、エストニア雇用主連盟、エストニア商工会議所、エストニア失業保険基金、エストニア労働組合総連合、および最大7名のこの分野の専門家が加わる。

戦略の全体目的と戦略目標を達成するため、予算戦略および国家予算編成の一環として、具体的にプログラムが策定・修正される。プログラム・レベルでは各省庁、地方自治体、雇用者・被雇用者を代表する組織、専門家・業界団体、学校・大学教員、学習者、教育NGO、利益団体などが、戦略とそのプログラムに従って、戦略の実施に貢献する。

戦略の実施状況は、実績報告やニーズにもとづく評価の枠組みの中で、プログラムごとに報告される。戦略の目標達成度は、戦略終了3年前までの最終中間評価を含め、戦略実施期間中に少なくとも2回評価される。

6 想定されるコスト

この戦略を実施するために予想されるコストは、次の通りである（表6）。この予測は、エストニア統計局の人口予測と財務省の長期経済予測にもとづいている。基準（ベースライン）と戦略目標1には、運営費の他、補助金、投資を含む公教育にかかる費用、教員の給与を2020年の水準に維持するために安全と質保証に沿った学校ネットワークの継続的な再編成が含まれる。

戦略目標2には、教育の適応性と柔軟性を高めるための費用（特別支援教育ニーズを持つ学習者、移民背景の学習者）、教材とカリキュラムの開発、教員研修、2025年までに教員給与を全国平均の120%に引き上げが含まれる。

戦略目標3には、職業システム、OSKA¹³、成人学習、見習い制度、ワーク・ベースド・ラーニングなどへの投資が含まれる。

表6：戦略達成の予想コスト（百万ユーロ単位）

年	基準・戦略1	戦略2	戦略3	合計
2021	882	65	29	976
2022	976	87	60	1122
2023	1011	153	58	1222
2024	1045	220	64	1330
2025	1099	291	68	1457
2026	1153	331	71	1556
2027	1206	371	72	1649
2028	1221	410	70	1701
2029	1264	445	62	1771
2030	1280	481	45	1807
2031	1342	529	46	1917
2032	1407	580	46	2033
2033	1474	633	47	2153
2034	1544	688	47	2280
2035	1618	747	48	2412

前掲（p.34）より著者作

おわりに

以上、『教育戦略2021-2035』をみてきた。エストニアは2011年には普通科の、2013年には職業科の学校カリキュラム改革を行い、教員に対してはコンピテンシー基盤の職能開発制度を導入した。2014年からは基礎学校（小中学校）と高校を扱う法律を改定し、保護者・学校・地方政府の権利と義務をより明確にした上で学校の運営と経営基盤ならびに教育実践と活動に関して国による監督を強化した。2021年には教科間の接合を重視した統合的なカリキュラム規定の改正を経て、基礎学校と高校の全国カリキュラムの改定を行った。この改定は、学習者中心のアプローチで主に体育、アート、科学技術にかかる教科を対象にしている。この改正の方向

性は、『教育戦略 2021-2035』の目標に沿ったものである¹⁴。そして、義務教育を第12学年（高校3年）に延長する予定である。

このように、エストニアの教育改革は中期的ビジョンにもとづいて矢継ぎ早に展開されている。戦略の内容からも、グローバル競争に耐えうる人材育成を目指していることが伺える。指標の一部には OECD-PISA の能力レベルが参考に使われており、国別平均値では欧州トップの国であっても、国内の低学力層と地域間・言語間格差を反映した行動指針も示されていることが読み取れる。PISA の結果でもロシア語話者の子どものパフォーマンスは低く、学校の教育も質が低いと指摘されており、教授言語をエストニア語のみにしたもの、母語でない教員もあり、頻繁な教員研修が組織されていた。特に、2022年2月のロシアによる本格的なウクライナ侵攻以降、それ以前から義務化されていたエストニア語教育は重要な意味を持つようになっていく。

他方、学校教師の多忙化と不人気ぶりはエストニアでも同様に見られ、2024年1月には都市部で待遇改善の大規模なストライキが発生した。月末にはエストニア教員労組（EHL）は、政府の提案を受諾し、教員の給与増額に570万ユーロが追加で割り当てられ、最低給与が月あたり17ユーロ増の1,820ユーロで合意した。また、戦略目標より早い2027年までに教員の給与が平均給与の120%に達するよう今年中に団体交渉を行うことも合意された¹⁵。

エストニアは人口135万人の小国でありながら、ICTと教育でプレゼンスを高める外交キャンペーンを行い、高度人材となる外国人の滞在許可や税制上の優遇措置など起業家教育が充実する条件をそろえ、人口減少の加速に対応しようとしている。大国が隣に控え、人口減少とグローバル化に晒されながら、強い危機感をもって教育政策も展開される。そのため、前例踏襲や形式主義は好まれず、目的に対して可能な限り最適な選択を求め続けることがエストニアの学校運営でも見られる。これは、ちょうどパソコンが目的達成のツールであるように利用され、それが結果的に国際調査で測定されるコンピテンシーへと反映されたようにさえ思われる。2035年に向けた同国の行動の行く末を見守りたい。

丸山 英樹(まるやま ひでき)

(グローバル・コンサーン研究所、上智大学総合グローバル学部)

注記

¹ Borrett, A. (2023/12/5). *The true extent of damage to schools from Covid-19*, <https://www.ft.com/content/a6577905-19a6-4825-a0f4-b49843a6d75c> (2023/12/10 閲覧)。

² 国立教育政策研究所(n.d.). OECD 生徒の学習到達度調査(PISA)[https://www.nier.go.jp/kokusai/pisa/\(2024/1/11 閲覧\)](https://www.nier.go.jp/kokusai/pisa/(2024/1/11%20閲覧))

³ 風刺の効いたドキュメンタリー風の映画『世界侵略のススメ(マイケル・ムーア監督、2017)』では、フィンランドの学校では宿題が無い、数学より子どもの幸せを願う数学教師などが描写されている。一部の誤認は演出上仕方ないとしても、確かにフィンランドの学校では公平性が常に注力されてきた。

⁴ Ministry of Education and Culture (2023/12/1). *The bildung review describes the development of Finland's education and culture sector over the past decades up to the present moment*, <https://okm.fi/en/-/the-bildung-review-describes-the-development-of-finland-s-education-and-culture-sector-over-the-past-decades-up-to-the-present-moment> (2024/1/11 閲覧)

覧)

⁵ その背景は様々な指摘があるが、競争的な環境が増えたことが挙げられる。特にグローバル教育改革運動 (Global Education Reform Movement: GERM)は大きな影響を与えた。詳細は次の文献を参照：Sahlberg, P. (2021). *Finnish Lessons 3.0: What Can the World Learn from Educational Change in Finland?*, NY: Teachers College Press.

⁶ 詳細は、次の文献を参照：丸山英樹(2016)「国際イニシアチブと学力観が描く市民像」佐藤学ら編『岩波講座 教育 変革への展望 7』(pp.45-72) 岩波書店；丸山英樹(2019)「比較教育学：差異化と一般化の往復で成り立つ」下司晶ら編『教育学年報 11：教育研究の新章』(pp.315-337)世織書房

⁷ Republic of Estonia Ministry of Education and Research (2021). Education strategy 2021–2035, <https://www.hm.ee/media/1590/download> (2024/1/11 閲覧)

⁸ Republic of Estonia Ministry of Education and Research (2021). *Estonia: Education Strategy 2021–2035*, <https://www.uil.unesco.org/en/articles/estonia-education-strategy-2021-2035> (2024/1/11 閲覧)

⁹ 『エストニア生涯学習戦略 2020』は、2014 年 2 月に発表されたもので、2020 年までの教育方針および教育予算の決定について示した。こちら戦略の目標は、生涯にわたりすべてのエストニア人に学習機会を提供するもので、社会・仕事・家族における自己実現を高めるため必要な取り組みや能力開発を行うことが掲げられている。詳細は次の文献を参照：Ministry of Education and Research (2014). *The Estonian Lifelong Learning Strategy 2020*. Republic of Estonia；丸山英樹(2020)「エストニア共和国」教科書研究センター編『海外教科書制度調査研究報告書』(pp.259-270)公益財団法人教科書研究センター

¹⁰ キャリアカウンセラーや心理療法士などが配置され、学校支援にあたる。Rajaleidja(進路指導)地域センターがそれらを実施している。

¹¹ エストニアでは教員がストライキを行い、教員月給は 1800 ユーロ(約 29 万円)に引き上げられた (<https://news.err.ee/1609222749/collective-agreement-linked-in-tartu-teachers-limited-to-sympathy-strike>)。これは著者が 10 年前に調査した時の約 2 倍となっており、近年の物価上昇が伺える。

¹² レベルについては OECD-PISA 実施総責任者が記した Schleicher, A. (2023). *PISA 2022 Insights and Interpretations*, OECD(p.2)を参照のこと。

¹³ エストニア質保証局(Kutsekoda)による研究。詳細は公式 Web サイトを参照：<https://oska.kutsekoda.ee/en/>

¹⁴ Eurydice (2023/3/27). Estonia: Changes to national curricula support the development of general competences and the integration of subjects, <https://eurydice.eacea.ec.europa.eu/news/estonia-changes-national-curricula-support-development-general-competences-and-integration> (2024/1/11 閲覧)

¹⁵ <https://news.err.ee/1609237755/union-ends-teachers-strike> (2024/2/1 閲覧)

上智大学グローバル・コンサーン研究所活動報告（2023 年度）

1. 組織

※2024 年 3 月 31 日現在

所長	下川 雅嗣	総合グローバル学部 総合グローバル学科 教授
副所長	三浦 まり	法学部 地球環境法学科 教授
所員	稲葉 奈々子	総合グローバル学部 総合グローバル学科 教授
	ホアン・アイダル	神学部 神学科 教授
	幡谷 則子	外国語学部 イスパニア語学科 教授
	中野 晃一	国際教養学部 国際教養学科 教授
	澤田 稔	総合人間科学部 教授
	田村 梨花	外国語学部 ポルトガル語学科 教授
	田中 雅子	総合グローバル学部 総合グローバル学科 教授
	寺田 俊郎	文学部 哲学科 教授
	丸山 英樹	総合グローバル学部 総合グローバル学科 教授
	出口 真紀子	外国語学部 英語学科 教授
	岡本 菜穂子	総合人間科学部 看護学科 准教授
	権 香淑	総合グローバル学部 総合グローバル学科 准教授
	トビマス・バイス	総合グローバル学部 総合グローバル学科 准教授
準所員		
	濱田 江里子	立教大学コミュニティ福祉学部 准教授
客員所員		
	辰巳 頼子	清泉女子大学 文学部地球市民学科 准教授
	中野 佳裕	外国語学部 ポルトガル語学科 非常勤講師/立教大学 21 世紀社会デザイン研究科 特任准教授
	田中 治彦	上智大学 名誉教授
	堀越 耀介	東京大学大学院 教育学研究科 博士後期課程
	小田川 華子	東京都立大学 人文社会学部 非常勤講師
	菊地 了	文学研究科 博士後期課程 哲学専攻
	阿部 るり	文学部 新聞学科 教授
名誉所員		
	保岡 孝顕	教皇庁正義と平和評議会 顧問

2. 活動

※肩書等、当時のまま

映画を見て考える「移民の子供たちと言語」

映画「僕の帰る場所 Passage of Life」&アフタートーク

日時：2023年5月20日（土）13:00-16:00

場所：四谷キャンパス 6号館 307号室（オンライン併用）

アフタートーク登壇者：チョウチョウソー

協力：「日本と出身国を往来する移民の子どもの社会再統合を見据えた言語教育—母語・公用語の補習教室を地域の「多文化共生」の拠点に」プロジェクト

ウーマンラッシュアワー村本大輔のスタンドアップ・コメディライブ in 上智大学

「日本社会このままでホントにいいの？」

日時：2023年6月1日（木）18:00-19:30

場所：四谷キャンパス 10号館講堂

登壇者：村本 大輔

「慰安婦」問題、あなたの意見は？結論を出す前に見ておくべき「主戦場」

映画「主戦場」とミキ・デザキ監督によるトークセッション

日時：2023年7月6日（木）17:20-20:30

場所：四谷キャンパス 6号館 101号室

登壇者：ミキ・デザキ（ドキュメンタリー映画監督、Youtuber）

進行：出口 真紀子（IGC 所員、上智大学）

ソフィア哲学カフェ no.30「日本国憲法を考える（8）」

日時：2022年6月12日（月）17:30-19:00

場所：オンライン開催

進行：寺田 俊郎（IGC 所員、上智大学）

女性に優しい企業は日本の未来を変える

—ジェンダーに基づく暴力・貧困をなくすために—

日時：2023年8月26日（土）13:30-15:30

会場：四谷キャンパス 6号館 201 教室

登壇者：吉浜 美恵子（社会福祉学博士、米国ミシガン大学社会福祉学大学院教授）

共催：認定 NPO 法人女性と子ども支援センターウィメンズネット・こうべ

ソフィア哲学カフェ no.31「日本国憲法を考える（9）」

日時：2023 年 8 月 29 日（火）17:30-19:00

場所：オンライン開催

進行：寺田 俊郎（IGC 所員、上智大学）

グローバルな視点から考える報道のあり方とアジアの清掃現場

日時：2023 年 10 月 1 日（日）14:00-17:00

場所：四谷キャンパス中央図書館 L-821（オンライン併用）

登壇者：ヨセファ・プスパリサ氏（インドネシア在住フリーランスジャーナリスト）

ニシン・コカ氏（日本在住フリーランスジャーナリスト）

ニチャ・ワチャパニッチ氏（タイ在住フリーランスジャーナリスト）

カビール・アローラ（国際ごみ収拾連盟（インド））

マクスト A.K.M（グラムバングラ開発委員会 理事（バングラデシュ））

ホルヘ・エマニュエル（シリマン大学境科学・工学部非常勤教授（フィリピン））

多田 修一郎（東京清掃労働組合中央執行委員長（日本））

西村 好勝（東京清掃労働組合副中央執行委員長（日本））

共催：アジア・アメリカ・ジャーナリスト協会、アンフィルター

ソフィア哲学カフェ no.32「日本国憲法を考える（10）」

日時：2023 年 10 月 30 日（月）17:30-19:00

場所：オンライン開催

進行：寺田 俊郎（IGC 所員、上智大学）

移動する子どもたちのことばの教育—ネパールから来た先生と話そう

日時：2023 年 11 月 5 日（日）13:30-16:30

場所：四谷キャンパス 6 号館 307 教室（オンライン併用）

登壇者：ビル・バハドゥール・ボハラ（バグルン郡学校教員）

マナ・バハドゥール・カトリ（カトマンズ市学校教員）

共催：科研費研究「移動・移民による地域像の再構築：ネパールを越えるネパール地域研究の試み」、「日本と出身国を往来する移民の子どもの社会再統合を見据えた言語教育—母語・公用語の補習教室を地域の「多文化共生」の拠点に」(Migrant Children Language: MICLE) プロジェクト

助成：トヨタ財団 2022 年度国際助成プログラム

国際シンポジウム 共生社会の創成の現実：インドの取り組みから考える障がい者の支援

日時：2023 年 11 月 7 日（火）17:20-19:30

場所：四谷キャンパス 6 号館 101 教室

講師：ゴピナート・ムトゥカド

マジックパフォーマー：ヴィシュヌ

パネリスト：垣内 俊哉（株式会社ミライロ代表取締役社長）

平澤 良和（千代田区児童・家庭センター発達支援係長）

大塚 晃（上智大学総合人間科学部教授）

モデレーター：アガスティン・サリ（上智大学総合グローバル学部教授、アジア文化研究所）

戸田 美佳子（上智大学総合グローバル学部准教授、アジア文化研究所）

主催：上智大学アジア文化研究所（諸宗教間対話と平和構築研究プロジェクト）

後援：上智大学グローバル・コンサーン研究所、多文化共生社会研究所、上智学院サステナビリティ推進本部、ダイバーシティ推進室

社会を変えよう！ソーシャル・アクション・リーダーがめざす世界

日時：2023 年 11 月 18 日（土）13:00-17:15

場所：四谷キャンパス 6 号館 302

登壇者：中野 裕子（津市議会議員）

なめかわ 友理（水戸市議会議員）

濱田 真里（Stand by Women 代表）

司会：町田 彩夏（パリテ・アカデミー シニア・トレーナー）

共催：パリテ・アカデミー

「わたしを守ること、あなたを守ること」

日時：2023 年 11 月 22 日（水）17:30-19:00

場所：四谷キャンパス中央図書館 9 階 L-921（オンライン併用）

登壇者：みたらし 加奈

進行：田中 雅子（IGC 所員、上智大学）

そのとき、あなたは、何を着てた？

日時：2023 年 11 月 25 日（土）～12 月 8 日（金）

場所：四ツ谷キャンパス 2 号館 1 階

パレスチナ占領を知る、そして考える

「沈黙を破る」(土井 敏邦監督) 上映会+ダイアログ

日時：2023 年 11 月 23 日 (木) 15:30-18:30

場所：四谷キャンパス 6 号館 101 教室

スフィアセミナーシリーズ「災害時の性暴力を考える 今だから、私たちが知っておきたい性暴力の防止と対応」(PSEAH: Protection from Sexual Exploitation, Abuse and Harassment)

日時：2023 年 12 月 3 日 (日) 13:00-16:30

場所：四谷キャンパス中央図書館 9 階 L-911

講師：尾立 素子 (ADRA Japan)

福田 紀子 (イエズス会社会司牧センター「旅路の里」)

司会：岡本 菜穂子 (IGC 所員、上智大学)

第 43 回国際シンポジウム「移動する子どもたちのことばの教育—送り出し側・受け入れ側の役割を考える」

日時：2023 年 12 月 16 日 (土) 9:30-17:00

場所：四谷キャンパス 2 号館 17 階国際会議場 (オンライン併用)

登壇者：尾辻 恵美 (シドニー工科大学 准教授)

キム・アレン (国際基督教大学教養学部アーツ・サイエンス学科上級准教授、ICU-SSRI 所員)

坂本 光代 (上智大学外国語学部英語学科 教授)

ディク・ムク・ダオ (ベトナム国家大学ホーチミン市校人文社会科学大学講師)

マーク・トゥリン (ブリティッシュコロンビア大学人類学部／先住民研究所准教授)

榎井 縁 (大阪大学教授人間科学研究科附属未来共創センター 特任教授)

安富祖 樹里 (NPO 法人 ABC ジャパン ユース・ワーカー)

チョウチョウソー (シュエガンゴの会／NPO 法人ミャンマー日本教育のかけはし協会)

ラマ・ゴレ・プリタム (兵庫県立芦屋国際中等教育学校 外国人生徒教育推進委員／Sewa International School 代表)

中野 理美 (文部科学省総合教育政策局国際教育課長)

進行：田中 雅子 (IGC 所員、上智大学)

ブックフェア「在日外国人と入管問題」連続企画第一弾

映画「1985年、花であること」上映会&トーク

日時：2024年1月17日（水）17:20-19:00

場所：オンライン開催

アフタートーク登壇者：李 英美（上智大学特任助教）

進行：権 香淑（IGC 所員、上智大学）

シネマ哲学カフェ 映画「教育と愛国」

日時：2024年1月30日（火）17:30-19:45

場所：四谷キャンパス中央図書館9階L-911

進行：寺田 俊郎（IGC 所員、上智大学）

ブックフェア「在日外国人と入管問題」連続企画第二弾

映画「ワタシタチハニンゲンダ！」上映会&トーク

日時：2024年2月1日（木）17:00-20:15

場所：四谷キャンパス6号館101教室

登壇者：高 賛侑（映画監督）

安田 菜津紀（フォトジャーナリスト）

進行：権 香淑（IGC 所員、上智大学）

ソフィア哲学カフェ no.33 「日本国憲法を考える（11）」

日時：2024年2月2日（金）17:30-19:00

場所：オンライン開催

進行：寺田 俊郎（IGC 所員、上智大学）

未来の性教育・性的同意のあり方を考える

～刑法性犯罪規定の改正でなにが変わったの？～

日時：2024年3月16日（金）14:30-16:30

場所：四谷キャンパス6号館302教室（オンライン併用）

登壇者：岡本 菜穂子（IGC 所員、上智大学）

共催：一般社団法人 Spring／公益財団法人プラン・インターナショナル・ジャパン／

#なんでないのプロジェクト

協力：上智大学エンパワーメントサークル Speak Up Sophia

後援：公益財団法人ジョイセフ

『グローバル・コンサーン』第6号

ISSN 2434-5814

2024年4月18日発行(年1回)

編集代表者 岡本菜穂子

発行所 上智大学グローバル・コンサーン研究所

〒102-8554 東京都千代田区紀尾井町 7-1

電話 03(3238)3023

表紙デザイン：小田マサノリ